改訂版

第３次熊本市環境総合計画

～未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市～

目次

第１章　計画の基本的な考え方 1
1　環境行政の歩みと今日の課題 2
2　計画改訂の目的と位置づけ 3
3　計画改訂の基本的な考え 4
4　計画の範囲 6
5　計画の期間 6
6　本市の概況 7

第２章　計画の基本理念 15
1　計画の目指す都市像 16
2　基本理念　～進むべき方向 19
3　計画の環境目標（基本計画）と重点協働プロジェクト 30

第３章　基本計画 31
1　基本計画体系 32
2　基本計画 34
環境目標１　豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる 35
1-1　恵み豊かなくまもとの地下水をまもる 36
1-2　自然豊かな「森の都」をまもり、育てる 42
1-3　人と生きもののつながりについて学び、まもる 46
環境目標２　くまもとの風土を活かした都市をつくる 50
2-1　歴史文化をまもり、育てる 51
2-2　魅力ある都市空間をつくる 56
環境目標３　環境負荷を抑えた循環型社会をつくる 62
3-1　ごみを減らし、資源循環のまちをつくる 63
環境目標４　地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる 67
4-1　地域から地球温暖化の防止に貢献する 68

環境目標５　市民が快適に過ごせる生活空間をつくる……77
5-1　心地よい生活空間をつくり、
安全・安心なくらしをまもる……78
３　重点協働プロジェクト……88
ひとづくりプロジェクト　～環境教育～……89
まちづくりプロジェクト　～協　　働～……94

第４章　推進体制……99
１　計画推進の基本的考え……100
２　計画の推進体制……101
３　計画の進行管理……103

巻末資料……105
● 実施計画及び関連計画等……106
● 第３次熊本市環境総合計画中間見直し経緯……107
● 熊本市環境審議会委員名簿……108
● 用語解説　……110

＊文書中に※（初出頁に記載）を付した用語は、巻末資料の用語解説をご参照ください。

第１章

計画の基本的な考え方

1　環境行政の歩みと今日の課題
2　計画改訂の目的と位置づけ
3　計画改訂の基本的考え
4　計画の範囲
5　計画の期間
6　本市の概況

1　環境行政の歩みと今日の課題

私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、現代の社会経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境、地球環境を良好に保全することにより支えられています。しかし、私たちはこの豊かな暮らしを享受する一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などにより環境に大きな負荷をかけ、自らの生活基盤を脅かしています。

このような中、国は、平成４年６月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ、平成５年に環境保全の基本理念を定めた環境基本法を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みを示しました。また、法に基づく環境基本計画として、平成６年に第１次、平成１２年に第２次、平成１８年に第３次、平成２４年に第４次の計画を策定し、国全体の環境保全に関する施策の基本的方向が示されました。

一方、熊本市では、昭和６３年に議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定しました。
そして、この条例の中の「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定する」という規定に則り、本市は、平成５年に第１次環境総合計画を策定し、「環境と調和したまちづくり」を目指してきました。

平成１３年には、市民・事業者・市が、地域から環境をまもるための行動指針とするべく「第２次環境総合計画」を策定し、市民・事業者・市がパートナーシップを築きながら、環境保全に取り組んできたところです。

また第２次環境総合計画では、平成７年９月に採択された「※環境保全都市宣言」を理念として位置づけ、「自然の※生態系に学んだ循環型社会への転換を図り、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくこと」、そして「市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動すること」を誓っています。

このような中、本市の環境状況も大きく変化してきています。例えば、市民や事業者が、自らごみ減量や節水に取り組む活動を展開してきた結果、ごみの排出量や生活用水使用量が少しずつながらも確実に減少してきている一方で、家畜の排泄物や過剰な施肥が主因とされる※硝酸性窒素による地下水汚染、※光化

学オキシダントによる光化学スモッグの発生や大陸等からの起因といわれている※ＰＭ２．５の問題など、市民生活を脅かす環境の変化が起きています。

また近年、※地球温暖化が一層深刻さを増してきており、異常気象や※ヒートアイランド現象など、私たちの生活を脅かす状況が発生してきていますが、地球温暖化対策への取り組みは、世界や国レベルでの対応に止まらず、地方公共団体の果たす役割の重要性が非常に高まってきています。

さらには、※生物多様性の保全についても、平成２０年６月に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、平成２２年１０月には名古屋市で生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）が開催されるなど、国内においても、「生きものが持つ個性とつながり、そしてその恵み」について活発な議論が行われるようになりました。その中でも、特に生物多様性の保全には地域に即した取り組みが重要であることから、本市では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「熊本市※生物多様性戦略」を平成２７年度末に策定しています。

2　計画改訂の目的と位置づけ

環境総合計画とは、熊本市環境基本条例第３条に規定された「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、環境分野の長期的な方向性及び目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割と取り組みの方向を明らかにする計画です。

平成２３年３月に策定された第３次環境総合計画は、地球温暖化対策や生物多様性の保全への対応など、昨今の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」への取り組みを推進するため、市民・市民活動団体・事業者・市のすべての主体が一体となって、環境の保全と創造に取り組むことを目的としています。

本計画の中間年度にあたる平成２７年度には、第４章「推進体制」において、見直しを行う年度として定めており、策定から５年が経過し、社会経済状況の変化や新たな環境問題への対応、また、これまでの実績等を踏まえたうえで、現況に相応しい計画へと改訂しました。

3　計画改訂の基本的な考え

計画の改訂にあたっては、中間年度の見直しとなるため、本計画の根幹である理念や基本計画体系については変更せず、主に以下の点について改訂が必要な部分を見直しています。

〇関係法令・計画の制定等に伴う整合

本計画策定以後に制定・改訂された関連計画などとの整合性を図るため、見直しを行いました。

【新規制定】

■熊本市第７次総合計画、熊本市人口ビジョン

■熊本市生物多様性戦略

【改訂・改正】

■第２次熊本市地下水保全プラン、第３次熊本市硝酸性窒素削減計画

■熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）

■熊本市低炭素都市づくり戦略計画（改訂版）

■環境教育等促進法

〇社会情勢の変化や新たな環境問題への対応

■地下水質汚染問題（硝酸性窒素対策）

■※水銀フリー（使用削減・適正処理）社会に向けた取り組み

■エネルギー問題（※化石燃料の抑制　等）

■水素社会実現に向けた取り組み

■大気汚染問題（PM2.5　等）

〇成果指標、参考指標の修正等

関連計画の改訂により、目標値の値が変化したものや、現状に即さないものなどを中心に見直しを行いました。

■計画の位置づけ（体系図）

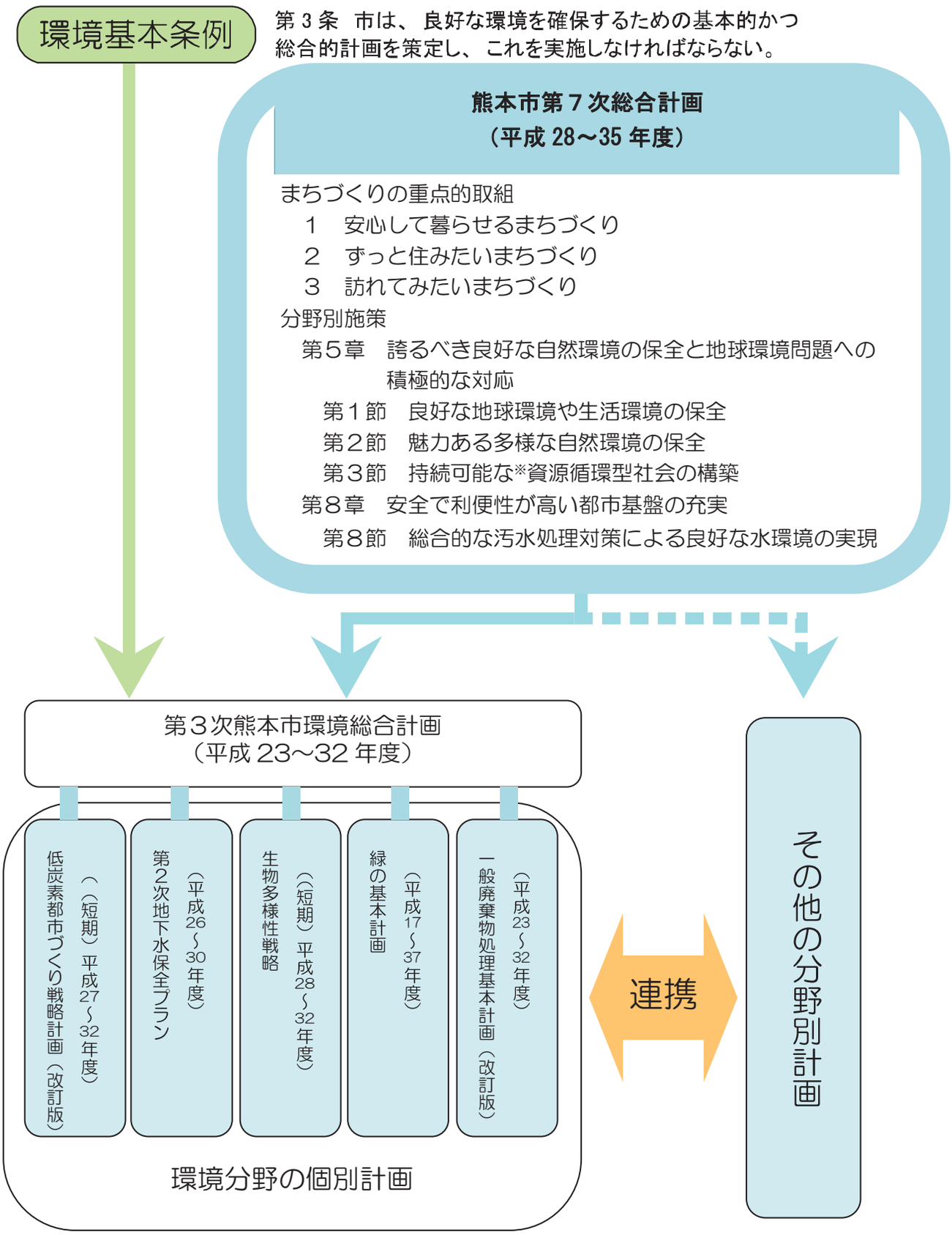

※個別計画は、これまでの環境総合計画の理念に基づき策定されています。

4　計画の範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域です。
- 本計画の実行にあたっては、必要に応じて、関係市町村とも連携を図っていきます。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境と、本市の財産である豊かな自然環境に育まれた歴史的・文化的環境、さらには、すべての人類が直面する課題である地球環境とします。

5　計画の期間

- 計画期間は、平成２３年度～平成３２年度までの１０年間とします。
  なお、本市を取り巻く社会経済状況の変化、新たな環境問題、※政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等に対応するため、平成２７年度に見直しを行いました。

6　本市の概況

本市は、九州のほぼ中央に位置しており、九州各県へ通じる高速道路や一般道、九州新幹線などの広域交通の要衝であるとともに、県都として※連携中枢都市圏や熊本県全体の発展の牽引役を果たしています。また、九州の中核をなす政令指定都市であり、九州各拠点都市をつなぐ連携の要として重要な役割を担っています。

本市の基礎となる市街地は、日本三名城の一つである熊本城を擁する肥後５４万石の城下町として形成されました。明治時代以降は九州の地理的中心に近い位置にあることから、国の出先機関が置かれ、九州の中核をなす拠点都市として栄えました。第二次世界大戦以後は、交通機能の発達等により、これらの出先機関の一部が福岡市に移りましたが、現在でも財務局や国税局、農政局など重要な国の出先機関が置かれている九州第３位の人口を擁する政令指定都市として発展しています。

本市の自然環境をみると、県の中央部に位置し、西は有明海と金峰山系、東は阿蘇山系に囲まれ、市域は坪井川、白川、緑川の３水系下流部に広がる熊本平野の大部分を占めています。これらの豊かな自然に囲まれた本市は「日本一の地下水都市」であり、「森の都」と謳われるほど、豊かな水と緑に恵まれた暮らしやすいまちであり、熊本城を中心に、歴史的な※文化遺産が数多く点在する品位と風格に充ちた環境と、７４万人の暮らしを支える利便性の高い都市機能が調和した都市を形づくっています。

そこで、これらの本市の特性を活かした環境保全の取り組みが必要となります。

①　人　口

平成２０年１０月に富合町、同２２年３月には城南町と植木町と合併し、市域、人口、世帯数が大幅に増加しました。

本市の平成２６年１０月１日現在の推計人口は７４０，２０４人、世帯数は３１５，３１８世帯であり、人口密度（１ｋ㎡当たり人口）は１，８９６人となっています。（平成２６年度版熊本県推計人口調査結果）近隣市町村を含めた都市圏人口は１００万人を超えており、熊本県の人口（約１７９万人）の５割以上を占めています。

しかしながら、熊本市人口ビジョン（平成２８年３月策定）によると、熊本市域の人口は今後減少傾向となり、少子高齢化と１世帯当たりの人員の減少が一段と進むと推計されており、今後はこのような社会的な変化に対応したまちづくりの視点が必要とされています。

■熊本市の将来推計人口

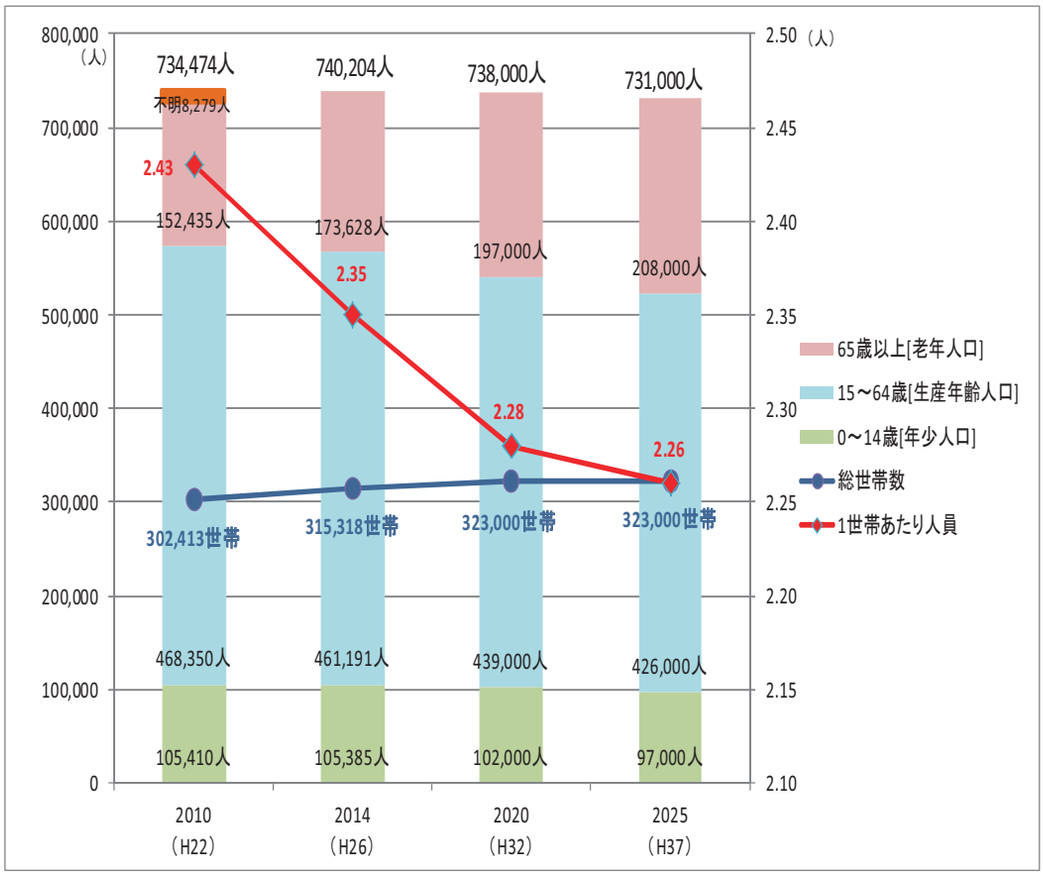

（単位：人）

項目 ＼ 年		2010（H22）	2014（H26）	2020（H32）	2025（H37）
年齢3区分別	総人口	734,474	740,204	738,000	731,000
	0～14歳[年少人口]（構成比）	105,410（14.3）	105,385（14.2）	102,000（13.8）	97,000（13.3）
	15～64歳[生産年齢人口]（構成比）	468,350（63.8）	461,191（62.3）	439,000（59.5）	426,000（58.3）
	65歳以上[老年人口]（構成比）	152,435（20.8）	173,628（23.5）	197,000（26.7）	208,000（28.4）
	年齢不明（構成比）	8,279（1.1）	－	－	－
総世帯数		302,413	315,318	323,000	323,000
1世帯あたり人員		2.43	2.35	2.28	2.26

【2010(H22)の数値】・・・平成 22 年国勢調査
【2014(H26)の数値】・・・平成 26 年版熊本県推計人口調査結果（年報）
【2020(H32)及び 2025(H37)の数値】・・・「熊本市人口ビジョン」で示された現状維持ベースの推計値及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014 年 4 月推計）を基に算出。

② 位置・面積・地形

本市は、東経１３０度４２分、北緯３２度４８分に位置し、熊本県の中央部からやや北側に位置しています。福岡市から南へ約１１０㎞、鹿児島市から北へ約１８０㎞の距離にあり、東に遠く阿蘇、西に有明海に面した海岸線と金峰山、南に木原山（雁回山）、北に植木台地に囲まれた平野部が広がっており、豊かな自然に四方を囲まれています。

面積は、平成２２年３月の城南町と植木町との合併により約３９０ｋ㎡に広がっています。

本市を見渡しますと、地形の特徴として、阿蘇外輪山と金峰山系との接合地帯の上に位置しており、西部と北部、東部にかけて金峰山、立田山、託麻三山など緑豊かな山や丘陵地帯が続いています。南部は白川の三角州で形成された平野が広がっており、田園地帯が市街地を囲んでいます。西部は日本一大きな干満差と言われる有明海に面し、干潟など特徴のある自然環境と広大な平野が広がっています。

河川は、阿蘇山系に源を発する白川と緑川、市北部に流れを発する坪井川と井芹川が市街を貫流し、有明海に注いでいます。水前寺や江津湖に発する流れは加勢川に合流し、市南部の田園地帯の※かんがい用水として利用されています。

広がった市域の中で地域の環境特性を活かした環境保全の取り組みが必要となります。

③ 気　象

本市は阿蘇外輪山と金峰山に囲まれているため有明海に面しながらも内陸盆地的気候を示し、平成２６年の年平均気温は１６.8℃、冬場１月の平均最低気温は１.１℃、夏場７月の平均最高気温は３１.０℃を記録するなど、冬と夏の温度差が大きいことや日中の寒暖の差も大きいことが特徴です。

ここ数年は、地球温暖化の影響により一日の最高気温が３０℃を超える真夏日が５月下旬から９月下旬にわたって発生することもあり、今後は予想される気候変動や異常気象に適応した取り組みが必要です。

■平均最高気温と平均最低気温の差

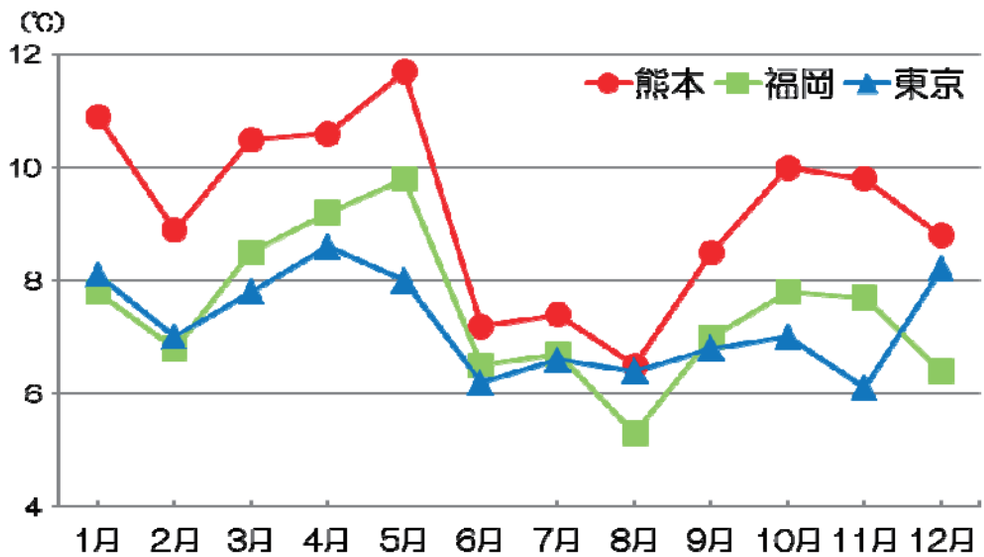

■熊本市の年平均気温偏差の経年変化

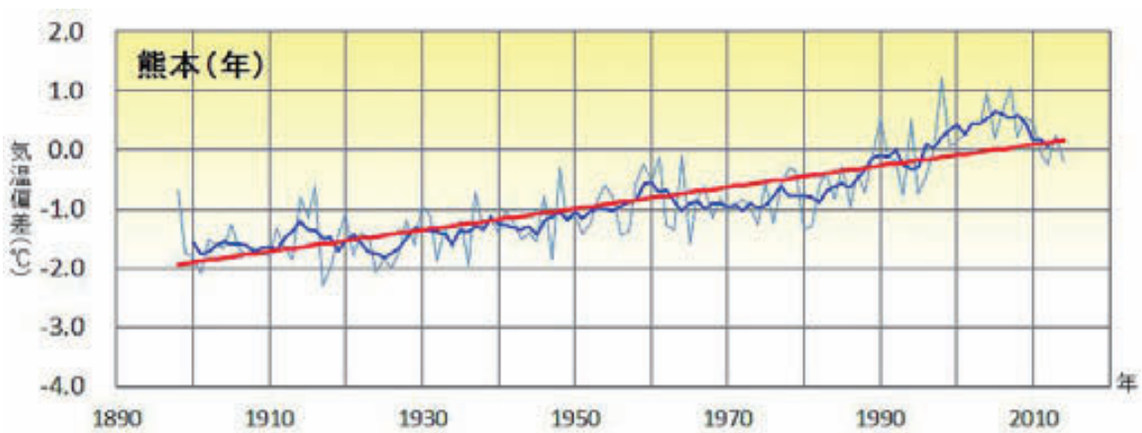

（出典:「九州・山口の気候変動監視レポート2014」(福岡管区気象台）

④ 産業と就業者数について

本市の産業構造は、卸売・小売、運輸、通信、観光、医療、教育から公務にいたる各種サービスを提供する第３次産業が市総生産額および就業者数の８～９割を占めており、サービス産業中心の都市です。

その中において、全国有数の地位を占める農水産業および就業者は、自然や景観の保全など環境を守り育むための大切な役割を果たしています。

また、高等教育機関の集積による充実した教育産業・人材も、今後の環境分野の研究やビジネスの創造・発展において活用すべき大きな特色です。

※温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境保全の取り組みも、このような本市の産業構造の特色を生かし、効果的に行うことが必要です。

■熊本市産業区分別総生産額

（平成 24 年度）

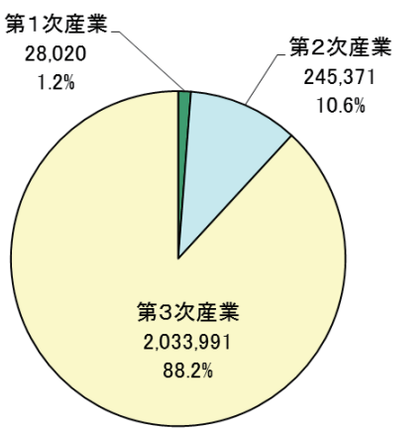

単位：百万円
（※平成 24 年度　熊本県市町村民所得推計報告より）
（※関税等加除前）

■熊本市産業別就業者数

（平成 24 年 2 月 1 日現在）

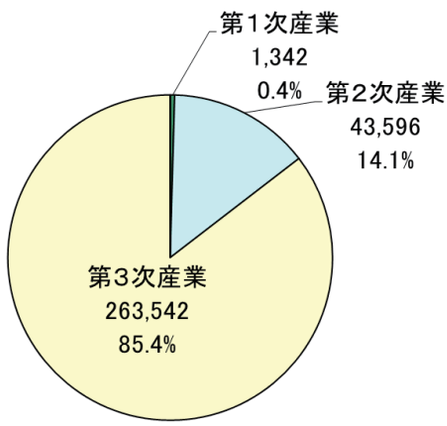

単位：人
（※平成 24 年経済センサス活動調査より）

⑤ 土地利用について

平成２７年５月２９日時点、本市では、都市計画区域全体の約７０％を※市街化調整区域に指定しており、無秩序な市街化を抑制しています。また、※市街化区域においては、その約７７％を※第一種低層住居専用地域から※準住居地域までの住居系の用途地域に指定し、主に住居の環境をまもるための建築物の用途制限を行っています。

九州新幹線鹿児島ルートが全線開業した熊本駅周辺地区では熊本駅前の市街地再開発事業、熊本駅西側を対象とした土地区画整理事業が進められており、市中心部の桜町地区では、民間再開発事業が計画されています。

このように、本市の特徴である豊かな自然と調和した土地利用を推進し、良好な環境維持のための取り組みがなされています。

■市街化区域と市街化調整区域面積（平成27年5月29日現在）

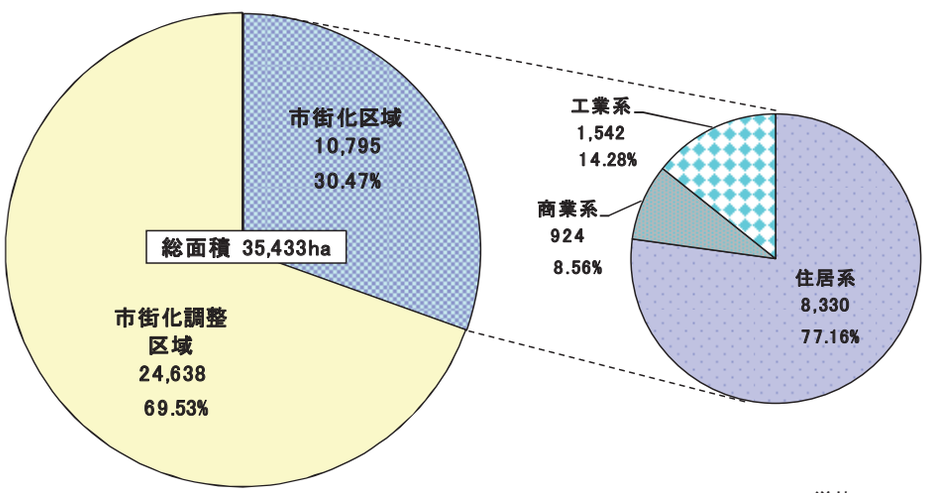

単位：ha
（※平成27年5月29日熊本市告示　都市計画決定図書より）

JR熊本駅白川口（東口）側

また、土地利用の状況は、平成２６年１月時点で宅地が約２２％、田畑は合わせて約３５％となっており、合併により農地の面積は広がっています。

自然環境の保全や自然災害の防止等に大きな役割を果たす農地の保全は、今後ますます重要性を増しており、近年の農業後継者の減少や耕作放棄地などの問題に対し、環境的側面の視点も必要となっています。

■地目別面積（平成26年1月1日現在）

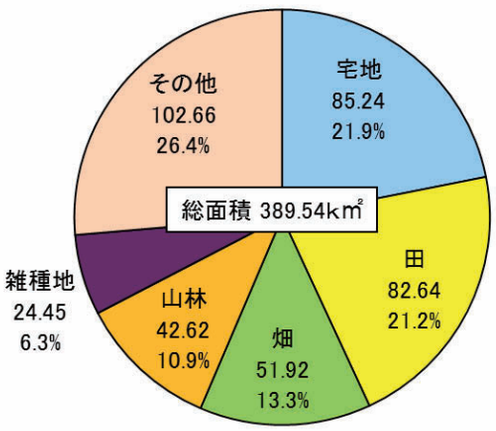

単位：k㎡

（※課税管理課・平成 26 年度版熊本市統計書より）

南区に広がるれんこん畑

環境保全都市宣言

平成７年９月25日 熊本市

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけでなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここ熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

私たちは、環境保全都市の市民として、次のことを実践します。

１ 私たちは、環境問題に絶えず関心を持ち、生命と自然との関わりについて認識を深め、それを暮らしのあり方に生かしていきます。
２ 私たちは、環境問題に対するそれぞれの責任を自覚し、常日ごろ節水や省資源に心がけ、海・川・湖沼や大気の汚染防止に努めます。
３ 私たちは、環境問題に取り組む人の輪を大切にし、清掃美化や緑化、リサイクルなど環境を守る活動に進んで参加します。

「森の都」都市宣言に関する決議

昭和４７年１０月２日 熊本市議会

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

地下水保全都市宣言に関する決議

昭和５１年３月２２日 熊本市議会

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

第 2 章

計画の基本理念

1 計画の目指す都市像

2 基本理念 ～進むべき方向

3 計画の環境目標（基本計画）と
重点協働プロジェクト

1　計画の目指す都市像

本計画では、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働で本市の良好な環境の保全と創造に取り組む際の目指すべき方向を、誰もがわかりやすい都市イメージとして共有できるよう、「目指す都市像」として設定します。

また、平成２７年度に策定された上位計画の「熊本市第７次総合計画」においても、まちづくりの基本理念において、原点は「地域」であり、「市民」であるとうたわれており、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいくこととしています。

今回、環境総合計画で目指す都市像に向かって各主体が環境の保全と創造に取り組むことによって、熊本市第７次総合計画に掲げるめざすまちの姿の実現に寄与していきます。

熊本市第７次総合計画に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

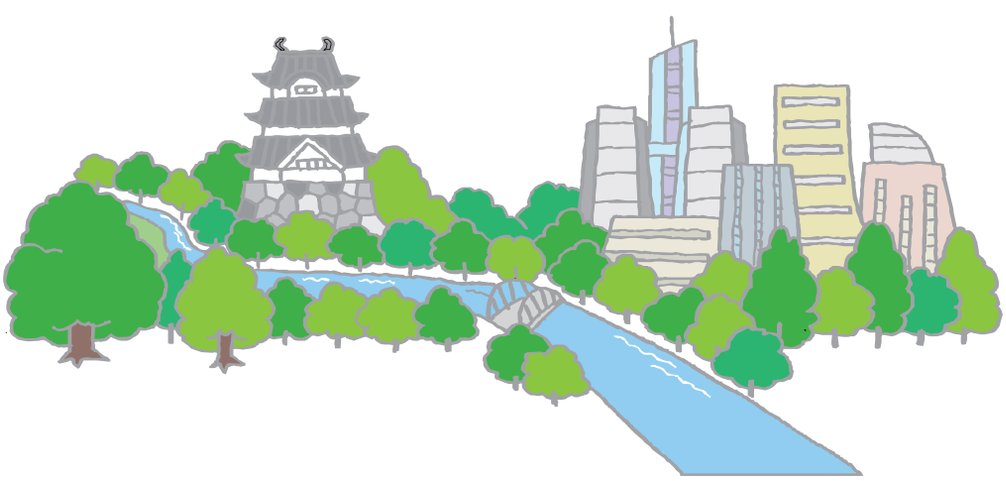

第３次熊本市環境総合計画における目指す都市像

未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

本市は、豊かな水と緑をはじめとする自然環境に恵まれた都市であり、古くから自然環境をまもり、活用しながら生活するとともに、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝して暮らす「自然環境を大切にする文化」を育んできた都市です。

また、このような恵まれた自然環境を礎に、熊本城をはじめとする歴史的文化遺産や、城下町や地域で育まれた伝統文化など、様々な固有の文化が生活環境の中に息づき、大切に保存・継承されている、「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を築いてきました。

このような中で、日常生活や社会経済活動において、環境に配慮し、優先する新たな価値観や生活文化を形成することによって、これまで大切に育み、築いてきた「自然環境を大切にする文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められています。

本市は、「森の都宣言（昭和４７年）」「地下水保全都市宣言（昭和５１年）」「環境保全都市宣言（平成７年）」を行いながら環境の保全に取り組んできた経験を活かし、市民、市民活動団体、事業者と市による参画と協働のもと、「環境文化」を育み、未来に向けて持続可能な都市として発展し続ける、世界に誇れる「環境文化都市」を目指します。

目指す都市像のイメージ図

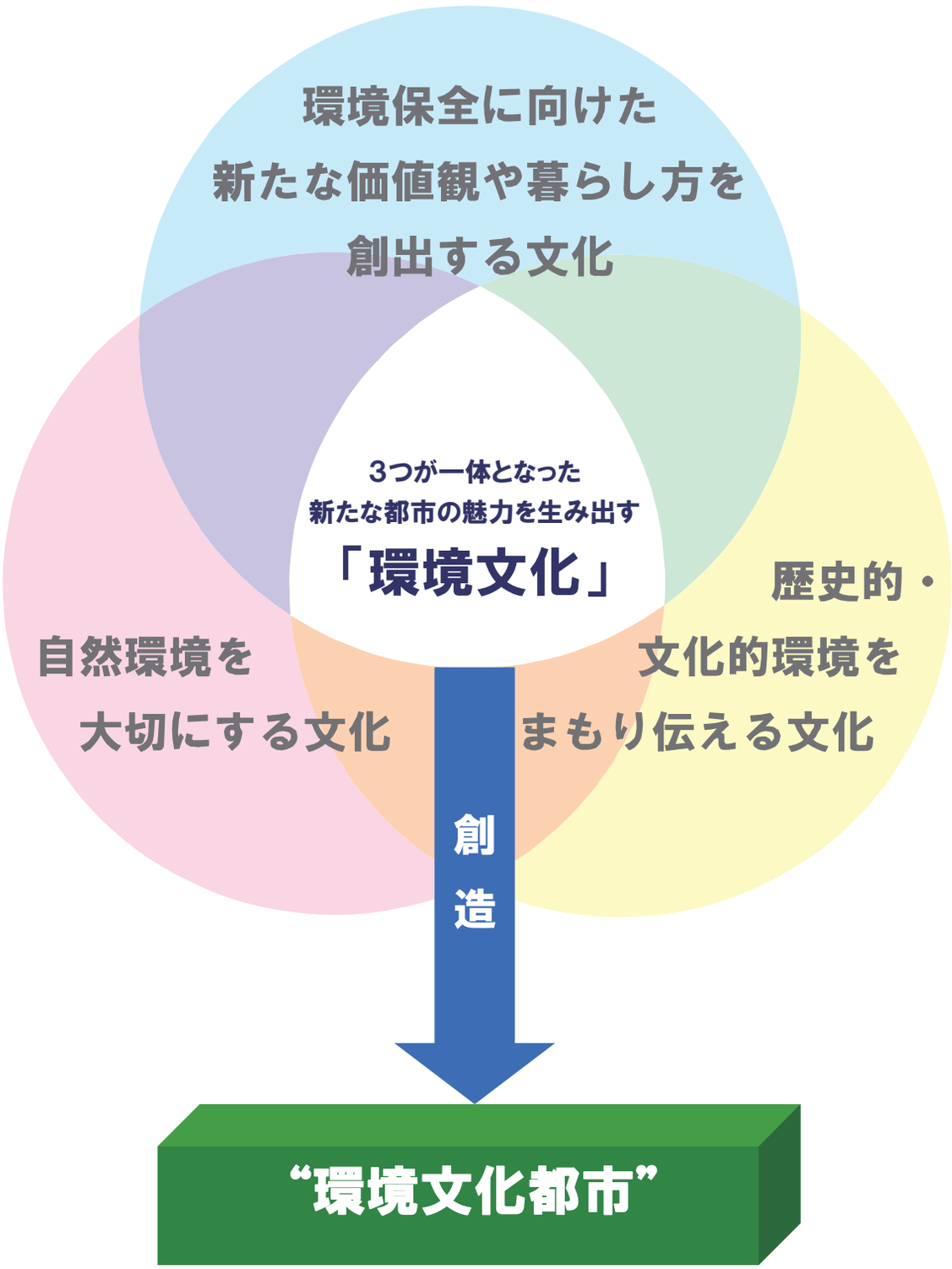

市民、市民活動団体、事業者と市による参画と協働のもと
「環境文化」を育む、未来へ向けた持続可能な都市

2. 基本理念 ～進むべき方向

目指す都市像を実現するため様々な環境保全策に取り組んでいくにあたって、本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、世界の環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

それらの課題を第２次環境総合計画の検証により整理し、総合的視点で今後の方向性をまとめたものが「５つの基本理念」です。

市民、市民活動団体、事業者、市の各主体は、「５つの基本理念」を念頭におきながら、環境保全のための取り組みをともに考え、行動していきます。

５つの基本理念

1. 豊かな自然と文化の保全と活用
2. 環境の変化への対応と適応
3. 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
4. 環境と経済・社会の調和
5. 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

基本理念 1
「豊かな自然と文化の保全と活用」

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、世界へ発信していけるまちづくりを行います。

本市は、自然と歴史・文化の薫りの中に近代的都市機能が集積しているという特徴を持った魅力あふれる都市です。

市民共有の財産の一つである清らかで豊かな地下水は、阿蘇外輪とそこから広がる白川中流域の田畑に育まれ、人口７４万人を有する本市の上水道水源のすべてをまかなっており、適度なミネラルと炭酸を含んだ「おいしい水」として市民生活を支えています。

この地下水は、本市だけではなく周辺市町村を含む熊本地域において、特色のある風土や文化を育むとともに、白川、坪井川などの河川や、江津湖をはじめとした湧水群などの水環境に生きる様々ないのちを育んでおり、湧水を利用して栽培されている、水前寺もやし、水前寺せりなどの「※ひご野菜」は、水の豊かな熊本市を象徴する農作物です。

また、文豪・夏目漱石が「森の都」と称したように、まちなかには豊かな緑が点在し、幾多の癒しの空間が生活の身近なところに形づくられているところも特徴の一つです。

江津湖

さらに、これらの豊かな自然環境に培われ、まもり伝えられた歴史遺産や伝統文化も、本市の魅力的な環境資源です。４００年以上前、加藤清正公によって築かれた豪壮雄大な熊本城は、偉大な歴史遺産として市民に愛され続けています。そして、熊本城を中心に城下町として栄えてきた本市には、多くの史跡名勝や工芸、芸能といった伝統文化などの歴史的文化遺産があります。

私たちは、本市固有の素晴らしい環境資源である自然や歴史・文化を、私たち市民共通の財産として、まもり、育み、そして未来へ伝えることによって、世界に誇れる環境文化都市を目指します。

そして、私たちが暮らしやすいまちづくりだけではなく、環境文化都市としての本市の魅力を東アジアをはじめとした世界に情報発信することによって、学術・文化交流や観光・ビジネスのパートナーとして世界から選ばれる都市となり、相互の知恵と技術が結集した持続可能な都市として発展し続けることを目指します。

天守閣と本丸御殿

肥後象嵌

基本理念2
「環境の変化への対応と適応」

地球や都市を取り巻く環境の変化に対して正確な情報収集と発信を行い、状況に応じた適切な対応と適応に努めながら、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を形成します。

現代社会において、私たちは多くのエネルギー消費に支えられ、豊かで便利な暮らしをしてきました。その結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、※酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻化し、世界共通の課題となるとともに、東アジア地域においては、大陸等から日本へ飛来する黄砂やPM2.5などの増大が懸念されています。

また世界の多くの都市では、人口集中や自動車の急速な普及、※廃棄物や生活排水など生活環境の悪化が問題になるとともに、都市化の進展による自然環境の破壊やヒートアイランド現象なども私たちの生活に大きな影響を与えています。本市においても、近年の都市化の進展などにより、豊かな水や緑などの自然環境の保全が難しくなってきています。

このように危機的な状況にある地球環境、都市環境の変化に対応するため、本市は、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などにより、新たな資源の採取を最小化し、環境への負荷を抑える「循環型社会」、※化石エネルギーからの脱却などにより温室効果ガス排出量を削減した「低炭素社会」、そして、生物多様性の適切な保全、自然に調和した社会経済活動、様々な自然とのふれあいの創出により自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会」の形成に努めていきます。

加えて近年は、連続する猛暑日や集中豪雨などの異常気象が多く見られ、地球温暖化や極端化する気象現象とともに生活環境への影響が懸念されており、地球温暖化を抑制する緩和策だけでは安全・安心な暮らしを維持していくことは難しい状況となってきています。

そこで、今後起こりうる事象を想定した適応策として、情報収集や危機管理体制の強化を図るとともに、水害や土砂災害、高潮災害に対応できる都市整備や、熱波による健康被害や感染症の予防、熱帯性気候帯の北上による農水産物の収穫量や品質の低下に適応した農業政策など、新たなまちづくりにも取り組んでいきます。

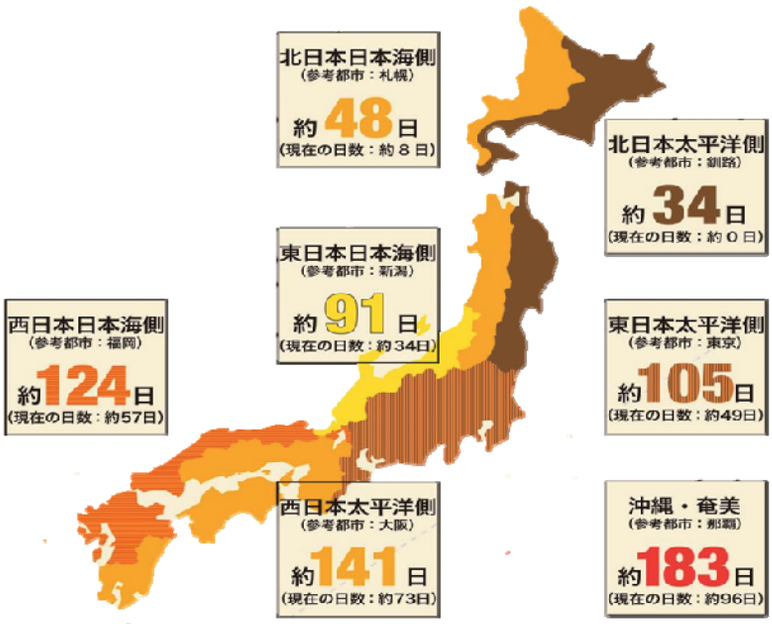

図１　2100年末における真夏日（最高気温30℃以上）の年間日数予測（H27年度現在）
出典：環境省・気象庁、日本国内における気候変動予測の不確実性を考慮した結果について　より

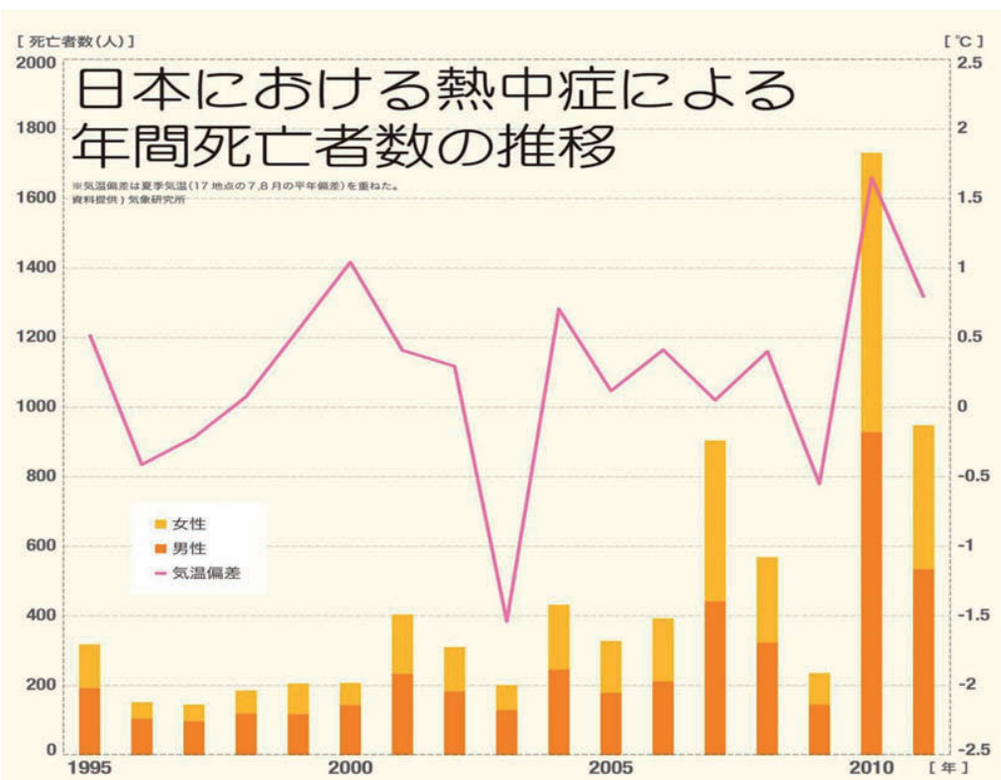

図２　日本における熱中症による年間死亡者数の推移
出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（http://www.jocca.org/）より

基本理念3
「環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり」

環境負荷の少ない、将来の人口減少･超高齢社会にも対応できる多核連携型の都市構造への転換や、新たな行政区ごとの自然や文化などの地域の環境特性に応じたまちづくりを行います。

環境負荷の少ない、将来の人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを行うためには、人にも地球にもやさしい都市構造や交通システムに転換していく必要があります。

そこで本市では、将来に亘って市民の暮らしやすさを維持するために、公共交通を基軸とした多核連携都市を目指すべき都市像として掲げています。

具体的には、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など様々な機能が集積する中心市街地と、行政・商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の※地域生活圏の形成を図ります。
そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互は公共交通や幹線道路で結ばれている、地域生活圏が相互に連携した都市構造を目指します。
さらに地域生活圏では、できるかぎり徒歩や自転車で日常生活が営めるような地域づくりを進めます。

また、これからは政令指定都市における行政区という新たな地域単位によるまちづくりを行っていく必要があります。
今後、５つの行政区ごとのまちづくりを進めていく中で、それぞれの地域の自然や歴史・文化、産業等の環境特性を活かした地域のまちづくり計画の作成や、環境保全の取り組みを推進するための※エコリーダーの育成など、環境に視点を置いた地域のまちづくりを推進していきます。

■都市空間の全体イメージ図

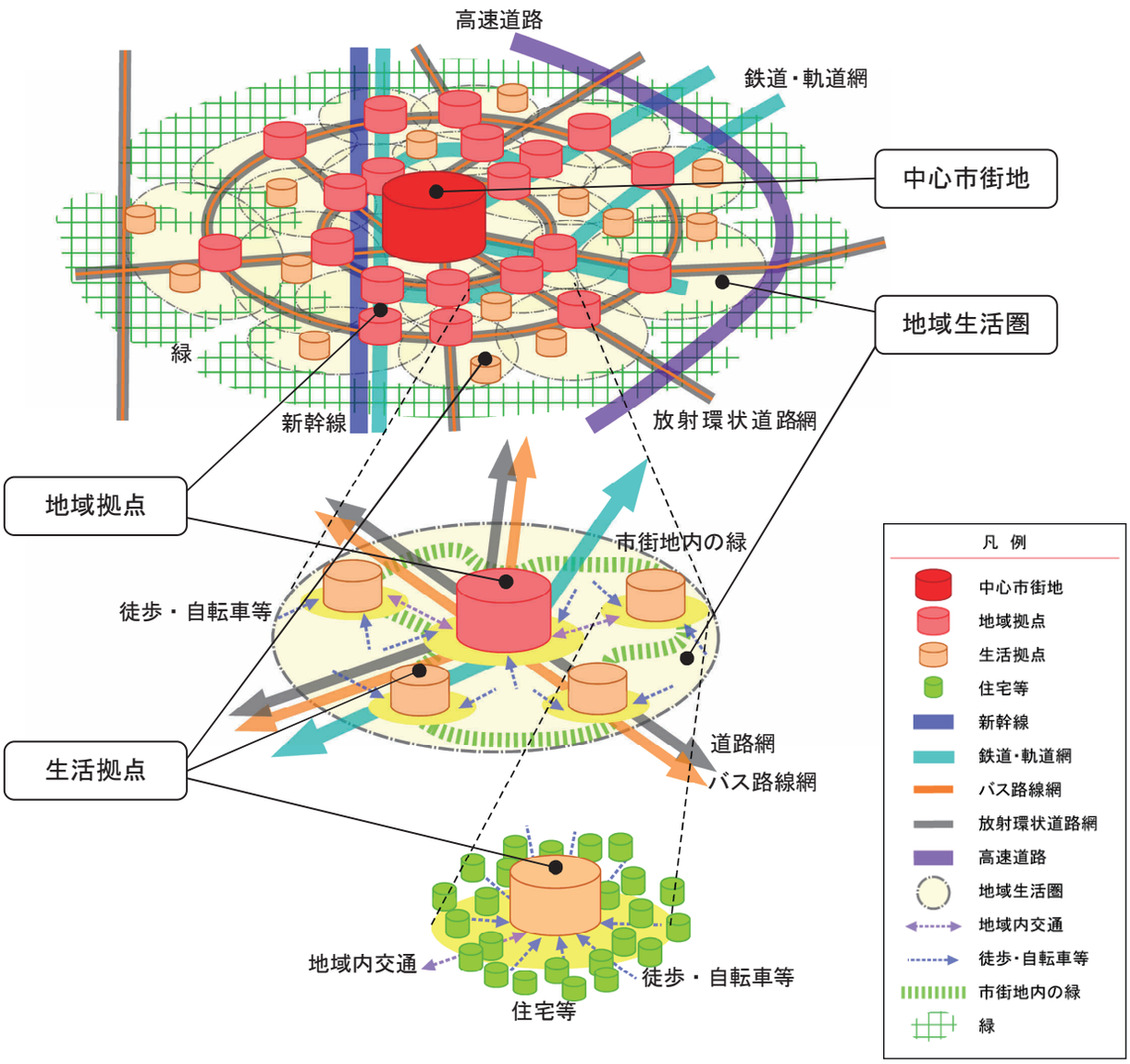

■第２次熊本市都市マスタープラン（平成２１年３月策定／平成２２年１０月修正）より

基本理念4
「環境と経済・社会の調和」

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

これからの環境保全への取り組みは、大きな経済効果や雇用効果を生み出すと期待されており、米国の※グリーン・ニューディール政策をはじめとして、世界的に環境・新エネルギービジネスに対する期待は大きな高まりを見せています。
わが国においても、地球温暖化対策を進めることにより、エネルギー部門、生活関連や運輸部門、そしてまちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれると期待されています。

これまでは、多くの消費者が便利さ、快適さを追求した※ライフスタイルを優先し、環境に負荷の少ない商品よりも価格の安さなど自らの生活に都合の良い商品を購入するといった消費行動や、環境にやさしい公共交通機関よりも便利な自家用車へ過度に依存する行動をとっていました。
このような消費行動等により、利益が優先される市場経済においては環境保全の取り組みは企業の経済的発展と両立しないといった考えが先に立ち、企業の環境関連分野への積極的な参入の妨げとなっていました。

しかし、近年、環境問題が地球規模での課題と捉えられるようになり、社会や人々の環境保全に対する機運が高まってきたことから、もはや持続可能な社会の形成において環境の保全と経済の発展は切り離すことはできず、逆に環境関連分野の産業が、今後の経済成長を大きく牽引していく役割を果たすとの期待が寄せられています。

今後は、地域における経済活動においても、環境保全に視点をおいた取り組みが必要となってきます。そこで、例えば※エコツーリズム、※グリーンツーリズムといった新たな観光や農業、さらには循環型社会の形成をサポートするような新産業といった、環境保全活動と経済活動が両立できる新たなビジネスモデルの創出を支援していきます。

具体的には、新たな環境関連産業を産み出すための地域や市民団体、事業者等の情報交換の場の提供や、新製品・新技術の研究開発に関する支援を行うなど、事業者が積極的に環境関連分野に参入できる環境づくりに努め、環境負荷

の少ない経済活動を支援する仕組みづくりを行っていきます。

　そして、何より自分たちが暮らし、働く都市の環境、そして地球環境を安全で快適な状態に保つため、市民が自らの消費行動や経済活動を見直すような働きかけを積極的に行っていきます。

環境配慮商品（空調設備）の展示会

基本理念5
「環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり」

環境保全活動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成する、「ひとづくり」「まちづくり」を推進します。

近年、クールビズや※アイドリングストップ、マイバッグなどの環境に関連する言葉は、徐々に市民生活に浸透してきています。

しかし、実際の市民の日常生活においては、そのような環境に関する取り組みについての知識があったとしても、「面倒だ」「お金がかかる」などの理由から、すべての人が環境保全活動の必要性を認識し、実践しているとは言い難い状況です。

このような中、市民の環境保全活動の実践を促すためには、何より環境保全意識の醸成が不可欠です。

そこで、学校だけではなく、様々な年代・性別・※ライフステージ別の環境教育・学習の場を通して、地球環境や地域の環境課題について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげ、それが家庭、地域、職場など、社会全体に浸透するような仕組みづくりを進めていきます。

一方で、人口減少、少子高齢化の進展は、経済活力の低下だけではなく、環境保全活動の担い手の減少にもつながってきています。次世代の環境保全を担う人材の育成には※地域コミュニティの活用も欠かせません。

現在、市内各校区では自治協議会や自治会などを中心とした地域の※環境美化活動やリサイクル、緑化など、様々な活動が展開されています。また環境に配慮した取り組みをはじめている事業者も多くなってきています。そこで、更に新たな環境保全活動の人材発掘、育成につなげるため、これらの活動団体や事業者が、活動に関する情報を積極的に発信し、相互に連携できる機会を創出していきます。

また、社会が複雑化し、価値観が多様化してきた現代においてまちづくりを進めるためには、従来の行政サービスによる対応だけでは限界が生じてきています。

そこで、これからのまちづくりにおいては、「新しい公共」の担い手である市

民、※ＮＰＯ、ボランティア団体、地域団体、事業者等の市民公益活動団体の役割が非常に重要であり、この多様な主体と行政が協働でまちづくりに取り組むことが不可欠となってきています。

特に、基本理念３でも述べたとおり、今後は地域の特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、まちづくりに必要な様々な施策を“環境”という視点から捉え、多様な主体と行政との協働による新しいまちづくりが行えるよう、その取り組みについても推進していきます。

「新しい公共」とは
行政、市民、ＮＰＯ、ボランティア団体、地域団体、事業者等の多様な主体が
互いに連携して、共に「公共」を担っていくという新しい考え方（社会観）

引用：「新しい公共」の支援に関する提言書
＜熊本市新しい公共検討委員会編＞（H22.02）より

※くまもと環境フェアにおける体験型学習コーナー

環境教育の※出前講座

3 計画の環境目標（基本計画）と重点協働プロジェクト

基本理念 1

豊かな自然と文化の保全と活用

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、世界へ発信していけるまちづくりを行います。

基本理念 2

環境の変化への対応と適応

地球や都市を取り巻く環境の変化に対して正確な情報収集と発信を行い、状況に応じた適切な対応と適応に努めながら、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を形成します。

基本理念 3

環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり

環境負荷の少ない、少子高齢化にも対応できる多核連携型の都市構造への誘導や、新たな行政区ごとの自然や文化などの地域の環境特性に応じたまちづくりを行います。

基本理念 4

環境と経済・社会の調和

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

目指す都市像を実現するための環境目標（基本計画）

- 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- くまもとの風土を活かした都市をつくる
- 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

基本理念 5

環境文化都市を推進するひとづくり、まちづくり

環境保全活動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成する、「ひとづくり」「まちづくり」を推進します。

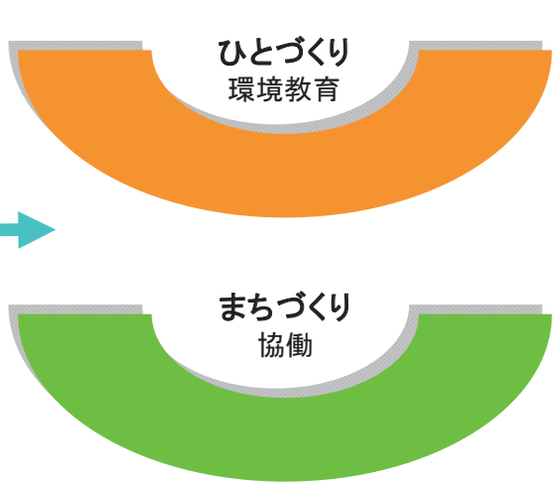

重点協働プロジェクト

第 3 章

基本計画

1 基本計画体系
2 基本計画
3 重点協働プロジェクト

1 基本計画体系

本基本計画においては、目指す都市像である「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、５つの環境目標を設定し、総合的・体系的に施策を展開します。本基本計画は、以下のとおり、環境目標・中目標・小目標で構成しています。

	環境目標	中目標
1	豊かな水と緑をまもり 生きものを育む都市をつくる	1-1　恵み豊かなくまもとの地下水をまもる
		1-2　自然豊かな「森の都」をまもり、育てる
		1-3　人と生きもののつながりについて学び、まもる
2	くまもとの風土を 活かした都市をつくる	2-1　歴史文化をまもり、育てる
		2-2　魅力ある都市空間をつくる
3	環境負荷を抑えた 循環型社会をつくる	3-1　ごみを減らし、資源循環のまちをつくる
4	地球温暖化を防ぐため 低炭素社会をつくる	4-1　地域から地球温暖化の防止に貢献する
5	市民が快適に過ごせる 生活空間をつくる	5-1　心地よい生活空間をつくり、安全・安心なくらしをまもる

中目標…中目標は、環境目標を実現するための主な取り組み目標です。

小目標…小目標は、中目標を達成するための環境課題ごとの目標で、市民、市民活動団体、事業者、市の具体的な役割を示しています。

	小目標	
	1-1-1	豊かな地下水をまもる
	1-1-2	清らかな地下水をまもる
	1-1-3	広域的な連携を進め情報を発信する
	1-2-1	緑をまもる
	1-2-2	新たな緑をつくる
	1-3-1	自然とのふれあいを進める
	1-3-2	生きものを育む自然環境をまもる
	2-1-1	歴史的文化遺産等を保護し、継承する
	2-1-2	環境資源等を活かした産業を育てる
	2-2-1	自然や歴史を活かした都市景観をつくる
	2-2-2	市民の憩いの場となる公園を整備する
	2-2-3	安全で快適な道路環境を確保する
	2-2-4	事前配慮の仕組みをつくる
	3-1-1	ごみの減量とリサイクルを推進する
	3-1-2	適正なごみ処理を実施する
	4-1-1	省エネルギー・創エネルギーを推進する
	4-1-2	環境にやさしい交通を推進する
	4-1-3	低炭素型ライフスタイルを実践する
	4-1-4	資源を有効に活用する
	5-1-1	さわやかな大気をまもる
	5-1-2	騒音・振動のないまちをつくる
	5-1-3	河川や海の水質をまもる
	5-1-4	有害化学物質による汚染を防ぐ
	5-1-5	安全・安心なくらしをまもるため体制を整える
	5-1-6	安全・安心なくらしをまもるため調査研究し情報を発信する

2 基本計画

目指す都市像を実現するための５つの環境目標に対する成果指標に加え、本計画の全体的な目標として、以下の項目を成果指標として設定します。

成果指標

項目名	基準値(H21)	現況値(H26)	目標値(H32)
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	66.1%	72.7%	75.0%

また、基本計画には、成果指標と別に、参考指標を記載しています。
これは、各施策の実施計画等で定めた目標であるため、目標年はそれぞれ異なっています。

環境目標１

豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

水は、万物を育み、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

緑は、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和など都市に潤いをもたらすとともに、私たちの心を癒してくれます。

豊かな水と緑の恵みに感謝し、その恩恵を将来にわたり享受していくことのできる都市をつくっていきます。

そして、生きものの個性とつながりに着目し、様々な生きもののたくさんの恵みによって私たちの「いのち」と「くらし」が支えられていることを学び、生きものをまもるために考え、行動していきます。

中目標

1－1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる

基本目標

清らかで豊富な地下水を守り伝える

取り組みの方向性

- 熊本市地下水保全条例（平成２５年４月改正）に基づき、市民・事業者・市が一体となった水質・かん養・節水の総合的な地下水保全の取り組みを推進します。
- 熊本地域の地下水保全に関し活動する既存３組織を統合した、（公財）くまもと地下水財団と連携し、住民・事業者・行政（県及び１１市町村）が一体となった広域的な地下水保全対策を推進します。

成果指標

項目名	基準値(H21)	現況値(H26)	目標値(H32)
地下水が市民共有の財産として守られていると感じる市民の割合	51.9%	57.1%	70.0%

健軍水源地

施策の体系

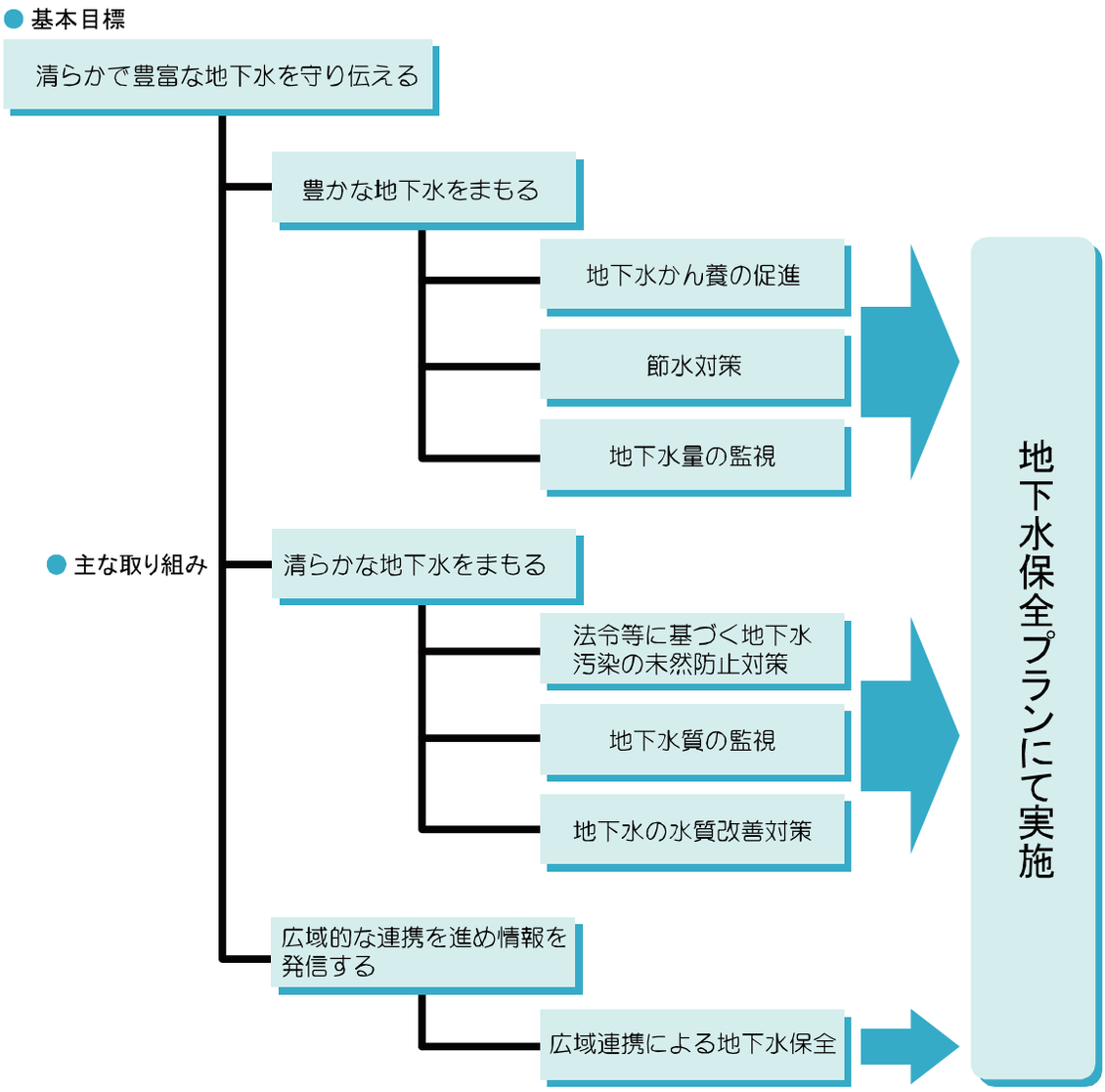

《実施計画について》
●第２次熊本市地下水保全プラン
●第３次熊本市硝酸性窒素削減計画

《関連計画等について》
●熊本市農水産業計画
●熊本市都市マスタープラン
など

主な取り組み

小目標　１－１－１　豊かな地下水をまもる

●※地下水かん養の促進

　地下水かん養対策として、地下水かん養能力の高い白川中流域の転作田を活用した湛水事業を引き続き継続します。

　河川流量の安定と地下水かん養を目的に河川の上流域や地下水かん養域に水源かん養林を整備します。

●節水対策

　節水市民運動を引き続き展開し、家庭用水を中心に水使用量の削減を行います。

　※雨水貯留施設の設置促進を図るなど、節水に配慮した機器（設備）の普及を推進します。

●地下水量の監視

　地下水位を観測して地下水量の状況を把握します。また、毎年度、熊本市内の地下水採取量の調査を行い、採取量を把握します。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
地下水人工かん養量	H21	1,575万㎥	H26	1,466万㎥	H30	3,000万㎥
地下水採取量	H20	10,745万㎥	H25	11,221万㎥	H30	11,117万㎥
市民1人1日あたりの生活用水使用量	H21	237ℓ/人・日	H26	224ℓ/人・日	H30	218ℓ/人・日

市民の役割

- 本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉めや節水器具の取り付け等により、使用水量の削減に取り組みます。
- 住宅等建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給水設備を導入します。また、その土地のかん養機能を損なうことのないよう、※雨水浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域においては、かん養対策に積極的に取り組みます

市民活動団体の役割

- わくわく節水倶楽部等を中心として、節水市民運動を展開します。
- ※水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。

事業者の役割

- 本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉めや節水器具の取り付けなどにより、使用水量の削減に取り組みます。
- 建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給水設備や※循環・再利用装置等を導入します。また、その土地の地下水かん養機能を損なうことのないよう、雨水浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域においては、かん養対策に積極的に取り組みます。
- 年間３万㎥を超える地下水を採取する大規模採取者においては、熊本市地下水保全条例で定められた節水計画書の作成、実施及び報告並びに、地下水かん養報告書の提出を行い、節水や地下水かん養等地下水保全への責務を積極的に果たします。

市の役割

- 地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と連携し、地下水かん養を促進します。
- 市民・事業者が行う地下水かん養対策を支援します。
- 市民協働で節水市民運動を展開し、※節水型社会の形成を進めます。
- 公共施設における節水型機器や雨水浸透施設の設置を進めます。
- 雨水や下水処理水の有効利用を推進し、地下水採取量の削減を推進します。
- 地下水位を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供していきます。
- 熊本市地下水保全条例を適切に運用します。
- 新たな地下水かん養対策を検討していきます。

小目標　1－1－2　清らかな地下水をまもる

●法令等に基づく地下水汚染の未然防止対策

※水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）等に基づく工場・事業場の設置時の事前審査制度及び立入調査等により、地下水汚染の未然防止対策を徹底します。

●地下水質の監視

国、県、近隣市町村及び水道事業者並びに熊本地域で自主的な※地下水質監視を行っている事業場等と連携して、熊本地域の全体的な水質の監視体制や危機管理体制を整備します。

●地下水・土壌の汚染対策

汚染された地下水質の改善を図ります。特に、地下水中の硝酸性窒素濃度を改善するため、土壌への窒素負荷量の削減対策を推進します。

また、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）を適正に運用し、土壌汚染対策を推進します。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	H21	10mg/ℓを超過した井戸の割合18.6%（113本中21本）	H26	10mg/ℓを超過した井戸の割合16.7%（102本中17本）	H30	10mg/ℓを超過した井戸の割合が指標井戸の5%以下になること

市民の役割

- 公共下水道整備区域内では、生活排水を公共用下水道へ接続します。また、公共下水道整備区域外では、※合併処理浄化槽又は※高度処理型合併処理浄化槽を設置します。浄化槽の利用にあたっては、適切な維持管理を行い、処理水が地下に浸透しないようにします。
- ※くまもとグリーン農業で生産された農産物を購入し、環境にやさしい農業に取り組む農業者を応援します。

市民活動団体の役割

- くまもとグリーン農業で生産された農産物の積極的な購入・使用を呼びかけ、グリーン農業の拡大に努めます。

事業者の役割

- 地下水汚染を未然に防止するため、法令等を遵守し、有害物質等を適正に使用・保管・廃棄します。
- 農業者においては、硝酸性窒素の濃度低減のため、肥料の適正使用や、家畜排せつ物の適正処理等を行います。
- くまもとグリーン農業で生産された農産物を使用し、環境にやさしい農業に取り組む農業者を応援します。

市の役割

- 水濁法・土対法等の関係法令を適切に運用し、地下水汚染の未然防止を図るとともに、既に汚染されている地下水・土壌に対して浄化対策や監視等を行います。
- 地下水の水質を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供していきます。
- 「第３次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、農業関係者等と連携し、地下水の硝酸性窒素削減対策を推進します。また、本市の重要なかん養地域である東部地域において、家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の生産・流通の拡大を目指し、共同の家畜排せつ物処理施設を整備します。

小目標　１－１－３　広域的な連携を進め情報を発信する

●広域連携による地下水保全

熊本県と熊本地域１１市町村、（公財）くまもと地下水財団が連携し、熊本地域が一体となった地下水保全対策を推進していきます。

上流域との交流や情報の提供、地下水都市の魅力発信及び担い手育成を推進していきます。

市民の役割

- 地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を家庭・職場等で伝達します。また、地域やＮＰＯ等が行う水保全活動に積極的に参加します。
- 環境にやさしい農業に取り組んでいる農家の活動を支援するため、地下水かん養域で生産された農産物や※有機農産物等の環境に配慮した方法で生産された農産物を積極的に購入します。

市民活動団体の役割

- 水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。
- ※白川中流域水土里ネット協議会が主催する「※田んぼの学校」等、流域の交流活動を支援します。

事業者の役割

- 地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を事業所内で伝達しあいます。また、地域やＮＰＯ等が行う水保全活動に積極的に参加します。

市の役割

- 大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。
- 地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と連携し、広域的な地下水保全対策を推進します。
- 熊本の地下水の魅力を広く内外に情報発信します。

中目標

1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる

基本目標

水と緑と心豊かな「森の都」熊本をつくる

取り組みの方向性

- 緑の保全と緑化の推進に努めます。
- 市街地における緑化の機運を高め、緑化スペースの少ない街なかに新たな緑を創出していきます。

成果指標

項目名	基準値(H21)	現況値(H26)	目標値(H32)
街なかに緑が多いと感じる市民の割合	69.9%	69.6%	82.0%

施策の体系

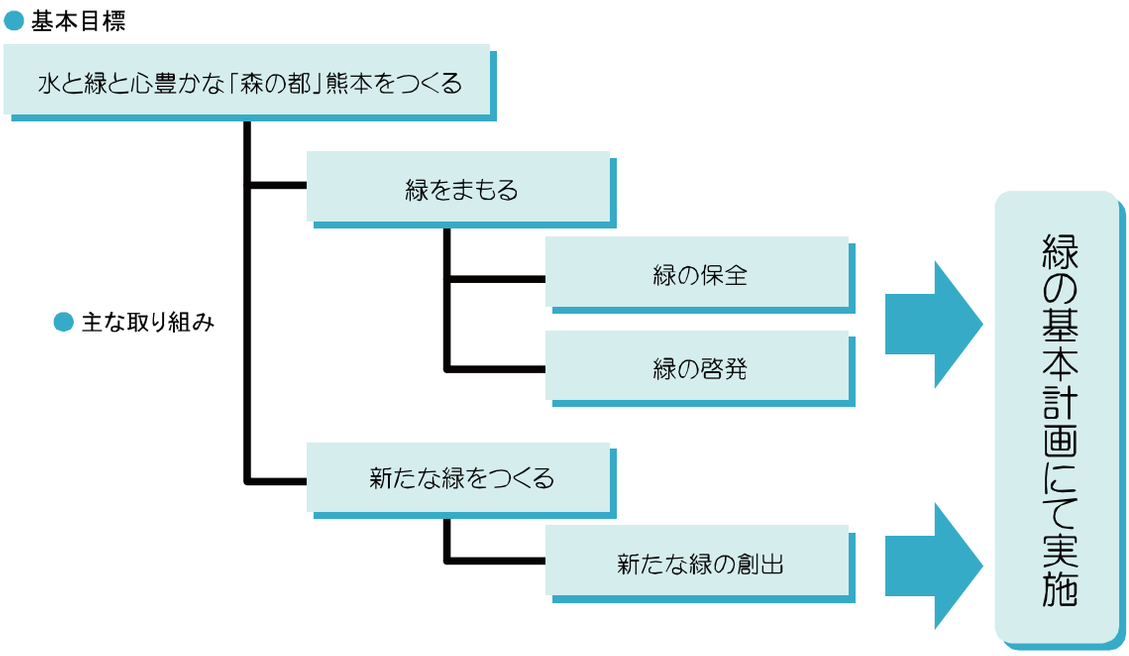

《実施計画について》

●熊本市緑の基本計画

《関連計画等について》

●熊本市景観計画

●第２次熊本市地下水保全プラン

●熊本市農水産業計画

主な取り組み

小目標　１－２－１　緑をまもる

●緑の保全

市街地を取り巻く山々や水辺などの緑の保全に努めるとともに、身近に残された良好で貴重な緑地を保全するために、※環境保護地区や保存樹木の指定を行います。

●緑の啓発

市民に緑や緑化活動に関しての情報を伝えるとともに、自然や緑に親しみを増すイベントなどを行い、緑化意識の高揚を図ります。

市民の役割

- 地域の緑を大切にし、植樹や緑地をまもる活動に参加します。
- 緑をまもるための基金に協力します。

市民活動団体の役割

- 地域における貴重な緑地や樹木の保全活動を行います。

事業者の役割

- 行政や自然保護団体が行う植樹や緑地をまもる活動に参加・協力します。
- 緑をまもるための基金に協力します。

市の役割

- 市域に残された貴重な緑地や樹木の保全に努めます。
- 公園や道路、河川など公共地の緑を保全します。
- 緑の月間植樹の集いの開催や緑化市民運動などを通して、緑化の啓発に努めます。
- 緑の現況を把握するために、※緑被率調査に取り組みます。

小目標　1－2－2　新たな緑をつくる

●新たな緑の創出

　地域の緑の拠点となる学校・公共施設の緑化を図るとともに、民有地緑化や街なかにおける※屋上・壁面緑化、※市電軌道敷緑化などを推進します。

　また、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりのため、自治会・公共施設等に花苗の配布を行うとともに、主要交差点等、市街地における花壇の管理を行います。

市民の役割

- 家庭の庭やベランダなどでの樹木や花の植栽に努めます。
- 新たな緑を創出するための基金に協力します。

市民活動団体の役割

- 地域の景観形成のため、道路沿線や公園、広場など、公共性のある場所に樹木や花などを地域一帯となって植栽し、緑化を推進します。

事業者の役割

- 屋上緑化や緑地帯の整備など、事業所内での緑化に努めるとともに、地域で行われる植樹活動に参加するなど、積極的に緑化に取り組みます。
- 新たな緑を創出するための基金に協力します。

市の役割

- 地域の緑化を推進するため、植栽の助成や苗木等の配布を行うとともに、市民活動団体が行う緑化活動を支援します。
- 街なかの新たな緑の創出のため、屋上緑化助成や市電緑のじゅうたん事業などを推進します。
- 公園や道路、河川など公共地の緑化を進めます。

中目標

1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる

基本目標

様々な生きものとその恵みに感謝し、自然と共生する豊かなまちをつくる

取り組みの方向性

- 自然とのふれあいをとおして、生物多様性や自然環境について学びます。
- 生物多様性や自然環境をまもり、次の世代へと引き継いでいきます。

成果指標

項目名	基準値(H23)	現況値(H26)	目標値(H32)
生物多様性について知っている市民の割合	17.5%	13.8%	25.0%

施策の体系

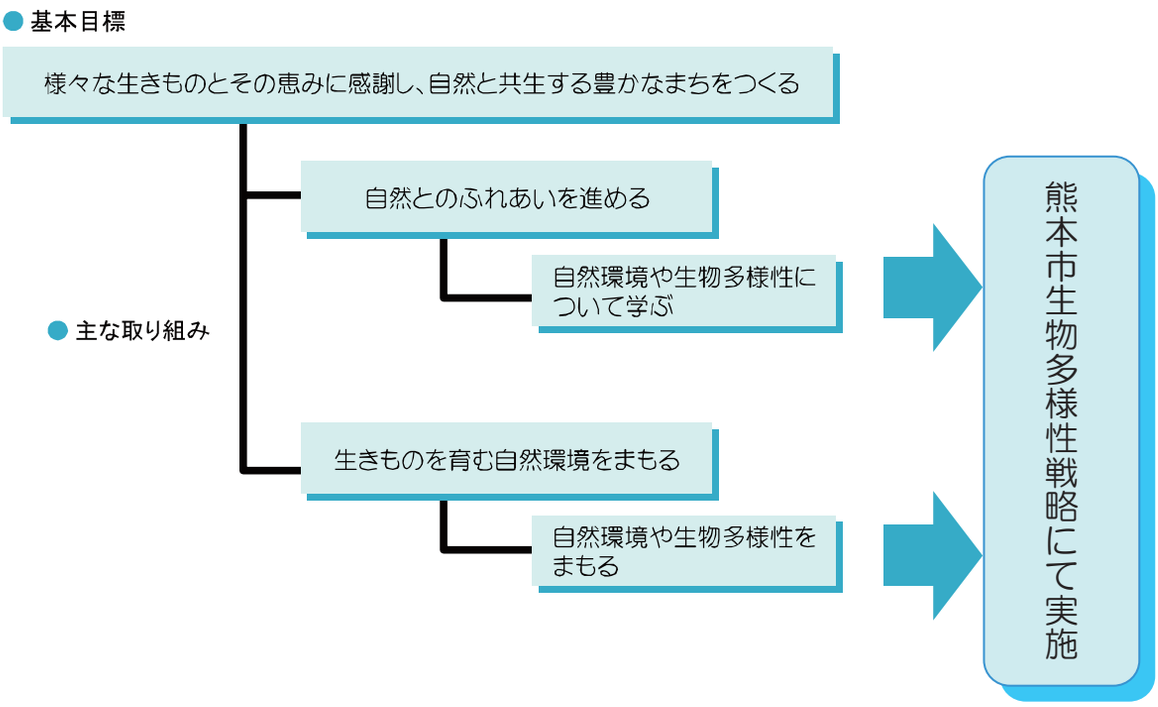

《関連計画等について》
●熊本市生物多様性戦略

主な取り組み

小目標　１－３－１　自然とのふれあいを進める

●自然環境や生物多様性について学ぶ

　生物多様性からもたらされるたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「くらし」が支えられています。

　生きものが持つ個性とつながり、さらにはその恵みについて学びます。そして、生物多様性の保全の必要性について啓発を図ります。

市民の役割

・自然環境や生物多様性の意義について学びます。

市民活動団体の役割

・自然環境や生物多様性の意義について情報を提供するとともに、一般の市民が参加できる自然観察会などを企画し、生物多様性について学ぶ機会をつくります。

事業者の役割

・自然環境や生物多様性の意義について学び、事業所内での啓発に努めます。

市の役割

・自然とふれあう場を提供するために、立田山憩の森や※ふれあいの森林などの森林、江津湖などの水辺、公園などを適切に管理します。

・生物多様性の認知度を更に高めるため、生物の多様性について学ぶ機会を提供するとともに、生物多様性の保全の必要性について情報発信します。

・外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を普及・啓発します。（下枠参照）

・学校等における生物多様性についての環境教育を推進します。

・自然環境に関する調査・研究を行います。

・国や県が策定する生物多様性地域戦略を踏まえ、本市の生物多様性地域戦略を策定し、それに基づく取組みを推進していきます。

■外来生物による被害と拡大の防止について

　外来生物とは、もともとその地域には生息しておらず、人間活動によって他地域から入ってきたものです。その中には、生態系や人の生命・身体、農作物などへ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れのある外来生物がおり、それらの外来生物が定着する前に予防することが大切です。

　国は、それらの外来生物の中で、生態系に著しい影響を及ぼす恐れのあるものを「特定外来生物」とし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を制定し、被害の防止や拡大の防止に取り組んでいます。環境省の提唱するスローガン“外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」”への理解と適切な対応が求められています。

小目標　１－３－２　生きものを育む自然環境をまもる

●自然環境や生物多様性をまもる

　生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって受け取ることができるように、生きものとその生息環境、さらには生態系のつながりも含めて守ります。

市民の役割

- 身近な自然環境を保全する活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環境や生物多様性の保全の取り組みに参加・協力します。
- 外来生物を持ち込まないようにします。

市民活動団体の役割

- 自然環境や生物多様性を保全するための活動を行います。

事業者の役割

- 自然環境保全活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環境や生物多様性の保全のための取り組みに参加・協力します。
- 生物多様性に配慮した開発計画や材料の選択など、生物多様性に配慮した事業活動を行います。

市の役割

- 金峰山や立田山、木原山（雁回山）などの緑の拠点や、江津湖などの水辺環境をはじめ、環境保護地区や保存樹木など生きものの生息・生育地となる緑地の保全・創出に努めます。
- 市民活動団体などが行う自然環境保全活動を支援・協力します。
- 国や県、市民活動団体などと連携し、自然環境を保全します。
- 生物多様性に配慮した公共事業の推進に努めます。
- 外来生物による被害を予防することに努めます。

環境目標２

くまもとの風土を活かした都市をつくる

熊本城は、貴重な歴史遺産であるとともに、熊本市の象徴であり、市民の誇りでもあります。

また、城下町として栄えてきた本市には、熊本城以外にも水前寺公園などの史跡名勝や伝統芸能など多くの歴史的文化遺産があります。

これらの本市の環境を礎として育まれた歴史文化を大切にまもりながら、自然環境と調和したまちづくり、景観づくりを行っていきます。

そして、地域の特色を活かしながら、公園や道路など質の高い公共空間や快適な住環境を整えるため、環境を視点とした配慮を行っていきます。

中目標

2-1 歴史文化をまもり、育てる

基本目標

歴史的文化遺産や自然などの環境資源を活かした、魅力あふれるまちをつくる

取り組みの方向性

- 史跡などの歴史的文化遺産を保護し、適正な保存整備を進めます。
- 復元整備を進めている熊本城を核とし、本市の自然環境などを活かした観光資源のさらなる魅力の向上を図ります。
- 環境分野の新産業や※環境負荷の低減に努める農水産業を支援します。

成果指標

項目名	基準値(H28)	目標値(H31)
文化活動に参加した市民の割合	-	増加

熊本城天守閣

施策の体系

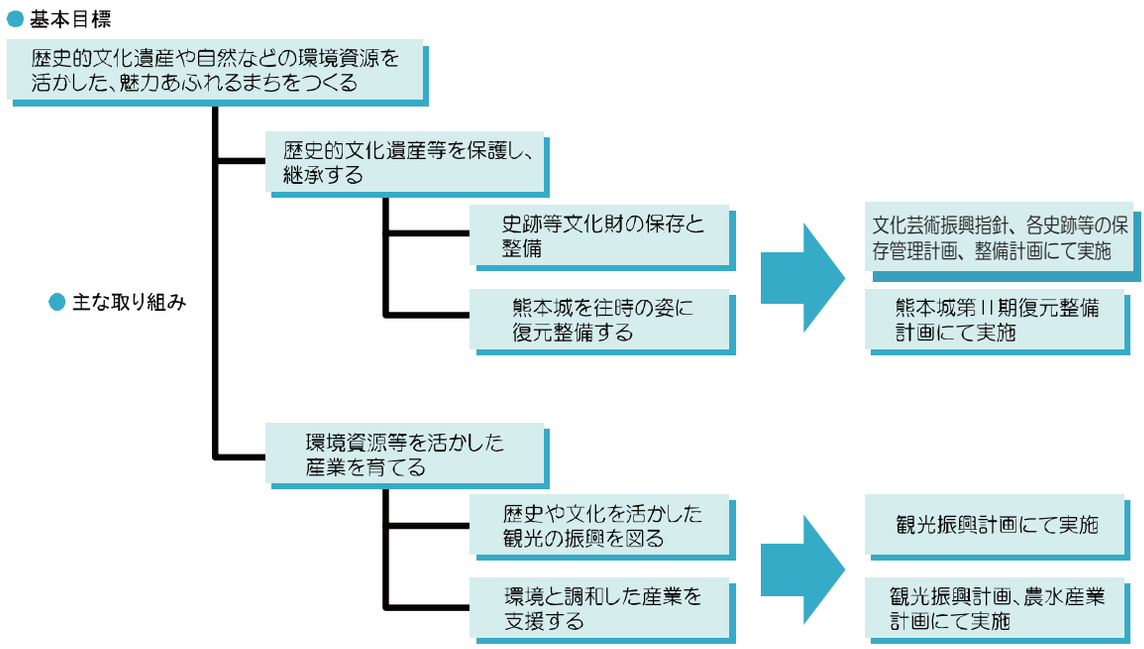

《関連計画等について》

- ●熊本市文化芸術振興指針
- ●熊本城第Ⅱ期復元整備計画
- ●熊本市観光振興計画
- ●熊本市農水産業計画

主な取り組み

小目標　２－１－１　歴史的文化遺産等を保護し、継承する

●史跡等文化財の保存と整備

本市の自然環境・風土に育まれた有形文化財や史跡・名勝・天然記念物などの市民共有の貴重な歴史的文化遺産を調査し、適正に保存します。

また、伝統芸能などの無形・無形民俗文化財については、保存・継承を支援します。

●熊本城を往時の姿に復元整備する

加藤清正が築城した９８ヘクタールの城郭全体を対象に、往時の姿に復元整備し、本市固有の歴史遺産としての価値をさらに高め、城下町としての美しいまちの姿を継承していきます。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城復元整備基金への募金額	H21	3億8千万円	H26	5億8千1百万円	－	7億円

市民の役割

- 文化財への理解を深め、大切にするとともに、清掃などのボランティアとして活動します。
- 熊本城をはじめとする観光施設で、落書きをしない、ごみを捨てないといったマナーを守ります。

市民活動団体の役割

- 地域にある文化財保存のための活動を行います。
- 伝統芸能保存団体は、後世に正しく伝統を保存・継承するための活動を行います。
- 熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

事業者の役割

- 文化財清掃活動などのボランティアに参加します。
- 埋蔵文化財についての法令を遵守し、適切に対応します。
- 文化財の保存や継承に対し積極的に支援します。
- 熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

市の役割

- 地権者などの理解や協力を得ながら、計画的な文化財の保存・整備を進めます。
- 発掘調査などにおいて、積極的に市民に情報を発信します。
- 伝統芸能保存団体に対して、保存・継承のため人材育成などへの支援を行います。
- 熊本城の復元や適切な維持管理に努めます。

小目標　２－１－２　環境資源等を活かした産業を育てる

●歴史や文化を活かした観光の振興を図る

民間の施設や豊かな自然環境などを活用し新たな観光資源を掘り起こすとともに、人物や歴史などのストーリー性を持った魅力ある観光ルートの開発を行います。

また、熊本の水の魅力を活かして、都市の知名度とイメージを高めることにより本市への集客を図るため、「水前寺江津湖湧水群」「金峰山湧水群」や※熊本水遺産などにより水文化の PR を推進します。

●環境と調和した産業を支援する

新技術研究開発や産学連携への支援、※インキュベーターなどを拠点とした環境、バイオなどの新産業創出を支援します。

また、ひご野菜をはじめとした地元農産物の消費に関する普及啓発や加工品の開発、環境保全型農業の実践による環境負荷の低減や、堆きゅう肥等の使用による※循環型農業などを推進します。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城入園者数	H21	171万人	H26	163万人	H30	200万人（予定）

市民の役割

- 「くまもとさるく」や観光施設の清掃など、観光関連のボランティア活動や、各種イベントに参加します。
- 「観光文化検定」、「※くまもと「水」検定」などを通じ、本市特有の歴史や観光資源の魅力を学び、それらの情報を知人やインターネットを通じ広く発信します。
- 安全な食の確保にはコストがかかることを認識するとともに、食の大切さと地元農水産物への理解を深めます。

市民活動団体の役割

- 地域の観光資源を活かしたイベントの開催や企画運営を行います。
- 観光ボランティア、「くまもとさるく」等への参画、観光客が楽しめる仕掛けづくりや、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光施設の清掃ボランティア活動に参画します。
- 消費者団体は、農水産物に関心を持ち、必要に応じて生産者や消費者に働きかけます。

事業者の役割

- 観光施設の清掃等ボランティアとして活動します。
- 生産者は、農薬や肥料の適正使用により、環境保全型農業に取り組むとともに、消費者に信頼される安全、安心で良質な農水産物を安定的に供給します。

市の役割

- 地域の観光資源の掘り起こしを支援します。
- 本市特有の歴史や観光資源の魅力について広く情報発信します。
- 環境・バイオなどの新製品・新技術の研究開発を支援するとともに、独自の優れた技術・製品を持つ企業を育成します。
- 減農薬栽培技術や土壌分析に基づく肥料の適正使用などを推進し、環境保全型農業を実践することで、環境と調和した農水産業を実現します。

中目標

2-2 魅力ある都市空間をつくる

基本目標

良好な景観を次世代に継承し、魅力ある都市空間を形成する

取り組みの方向性

- 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造を図ります。
- 緑化や市民の憩いの場である公園の適切な維持管理と計画的な整備を行います。
- 環境に配慮した、安全で快適な道路環境を確保します。

成果指標

項目名	基準値	現況値	目標値
地域の特色あるまちなみ（街並み、自然の風景等）に関する満足度	－ （H28）	－	増加 （H31）
良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合	57.5% （H21）	57.3% （H26）	65.0% （H32）

施策の体系

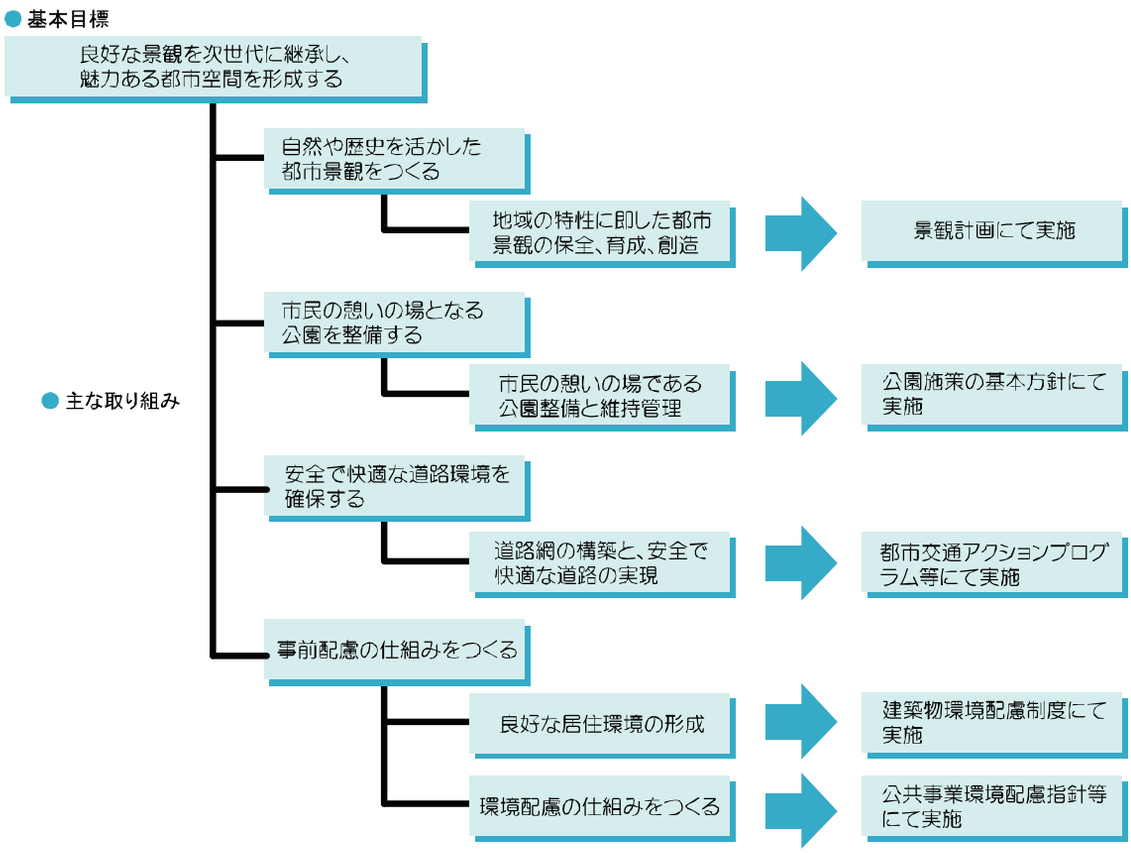

《関連計画等について》

- ●熊本市景観計画
- ●熊本市公園施策の基本方針
- ●都市交通アクションプログラム
- ●第２次熊本市都市マスタープラン
- ●熊本県建築物環境配慮制度
- ●熊本市公共事業環境配慮指針
- ●熊本市緑の基本計画

主な取り組み

小目標　２－２－１　自然や歴史を活かした都市景観をつくる

●地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造

景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行うとともに、歴史的建造物等の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成に努めます。

また、※屋外広告物条例に基づいて、適正な許認可事務や是正指導を行います。

市民の役割

・都市景観に関心を持ち、積極的に都市景観の形成に協力します。

市民活動団体の役割

・市民への情報提供や、市民の地域活動、ＮＰＯ活動への参加を促します。

事業者の役割

・地域特性に配慮した都市景観の形成に努めます。
・市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力します。
・違反広告物などを掲出しないようにします。

市の役割

・景観に関する法律、条例等の趣旨や目的などについて広く広報・周知するとともに、※景観条例や屋外広告物条例に基づく規制、誘導を行います。

小目標　２－２－２　市民の憩いの場となる公園を整備する

●市民の憩いの場である公園整備と維持管理

　市民参画と協働により公園の維持管理と計画的な整備を行い、市民にうるおいとやすらぎの場を作ります。

　また、公園の緑化やバリアフリー化、健康づくりの推進、子育て支援の促進に資する、既存公園の有効活用を行います。

市民の役割

・マナーを守り、愛情を持って大切に公園を利用するとともに、※公園愛護会などの清掃活動に積極的に参加します。

市民活動団体の役割

・地域の公園を地域自ら維持管理するために、公園愛護会の結成に努め、安全で安心して利用できる公園の維持管理に努めます。

事業者の役割

・公園愛護会や市と連携し、清掃活動などへ積極的に参加協力を行います。

市の役割

・市民参画の手法を用いて市民が利用しやすい身近な公園整備に努めます。

・市民や地域団体等との協働により、公園の効率的、効果的な維持管理を行います。

小目標　２－２－３　安全で快適な道路環境を確保する

●道路網の構築と、安全で快適な道路の実現

熊本環状道路をはじめとする幹線道路を整備するとともに、歩道・自転車道の整備、道路・橋梁の効率的で適正な維持管理、街路樹などの道路緑化や低騒音舗装など、安全で快適な道路環境を確保します。

市民の役割

- 道路の異状・緊急事態を発見した時には、道路管理者に連絡します。
- 自動車や自転車の運転は、歩行者の安全に配慮します。
- 道路整備や保全に関し、地域の情報の提供や提案を行います。

市民活動団体の役割

- 道路清掃などのボランティア活動に参画し、地域の道路の美化に努めます。
- よりよい道路環境を整備するための提案を行います。

事業者の役割

- 地域やＮＰＯ等が行う道路清掃などのボランティア活動に積極的に参加し、事業所周辺の道路について美化に努めます。
- 土木事業者は周辺住民に配慮し安全に工事を行います。

市の役割

- 道路の異状や落下物等に迅速に対応し、二次的被害を防止します。
- 道路の美化清掃などのボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりや啓発を行います。
- 地域の情報提供や提案を受け、歩行者や自転車利用者が、安全に利用できる道路環境を整備します。
- 道路整備に関する住民の理解を深めるため、整備計画などの情報を積極的に提供するとともに、説明会の開催などを行います。

小目標　２－２－４　事前配慮の仕組みをつくる

●良好な居住環境の形成

　建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を推進します。

●環境配慮の仕組みをつくる

　開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行います。

市民の役割

- 自然や景観など地域の特性に配慮し、良好な居住環境づくりに努めます。
- 建築物を建築する際は、法令を守り、周辺に配慮します。
- 法令等を遵守し、周辺環境に配慮した良好な土地利用を図ります。

市民活動団体の役割

- 町内自治会やまちづくりに取り組む団体などは、地域の居住環境の改善に努めます。
- 地域特性などに応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- まちづくりを円滑に進めるため、提言や助言などを行います。

事業者の役割

- 個人や地域団体等と連携、協力し、良好な居住環境の形成に努めます。
- 熊本城を中心とした歴史や、水と緑の豊かな自然など、熊本の地域特性に応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- 周辺の環境に配慮した市街地の整備及び周辺住民との調整に努めます。
- 開発事業者は、法令を遵守し、良好な土地利用を図ります。

市の役割

- 地球環境問題や、少子高齢化、人口減少など時代変化に対応し、適正な都市施設の配置や土地利用の推進に努めます。
- 建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発に取り組みます。
- 市が行う公共事業において、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指針」を適切に運用するとともに、「※水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」実現を目指します。
- 開発事業者に対して、適切な土地利用と良好な住環境の整備を図るための指導を行います。

環境目標３

環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

かつては大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される社会経済の仕組みが、資源の浪費とごみの増加を招いてきました。

現代社会においては、少ない資源を最大限に利用して、環境負荷の小さい社会システムに変えていく必要があります。

ごみの発生を抑制する、できるだけ再使用・再生利用する、どうしても利用できないごみは適正に処理し、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの各段階において、このような取り組みを行いながら、限られた資源を大切にする持続可能な循環型社会をつくります。

中目標

3－1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

基本目標

市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会を構築する

取り組みの方向性

- ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します。
- ※３Ｒの推進によるごみ減量・リサイクルを推進します。
- 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます。
- ※産業廃棄物の適正な処理に努めます。

成果指標

項目名	基準値(H21)	現況値(H26)	目標値(H32)
市民1人が1日に出すごみの量	1,037g	924g	881g
家庭ごみの※リサイクル率	16.5%	21.5%	30.0%

施策の体系

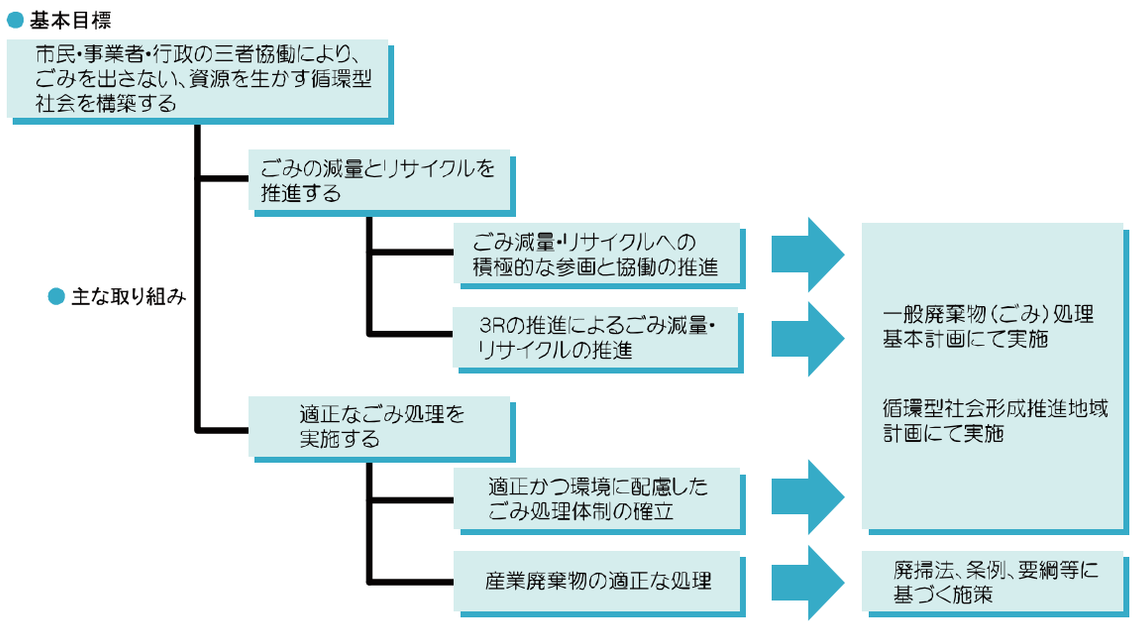

《実施計画について》

●熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）

●熊本市循環型社会形成推進地域計画

■廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）及び同法施行令により、※一般廃棄物と産業廃棄物の大きく２つに分類されています。

主な取り組み

小目標　３－１－１　ごみの減量とリサイクルを推進する

●ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働の推進

市民・事業者等への環境啓発や学校等への環境教育をはじめ、市民や地域団体等の活動を支援します。

●３Ｒの推進によるごみ減量・リサイクルの推進

ごみを出さないための発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進に向け、市民や事業者等に対して、消費行動や事業活動における取り組みを働きかけます。

また、再生利用（リサイクル）の推進に向け、市民及び事業者等への分別に関する周知啓発をはじめ、新たなリサイクル品目の追加や集団回収制度、拠点回収制度の充実を図り、活動の活性化に努めます。

市民の役割

- ごみの減量を図るため、家庭だけでなく職場や学校などでも、３Ｒの徹底に努めます。
- ごみとして出す場合は、分別を徹底します。
- 集団回収や美化活動など、市民活動団体や行政が取り組む事業に協力します。

市民活動団体の役割

- 集団回収や美化活動など、ごみ減量・リサイクルや環境美化活動に取り組みます。

事業者の役割

- 事業所から排出される廃棄物の減量を図るため、３Ｒの徹底に努めます。
- 廃棄物の分別を徹底します。
- 市民活動団体が実施するごみ減量・リサイクルや環境美化活動等に協力します。
- ※排出事業者及び※廃棄物処理業者は、廃棄物のリサイクル施設の整備に努めます。
- 消費者と協力してごみの発生抑制に取り組みます。

市の役割

- ３Ｒの推進に関する環境学習・環境教育や啓発活動の充実を図ります。
- 地域団体や市民活動団体等の取り組みを様々な形で支援し、取り組みの内容を紹介するなど情報提供を行います。
- ３Ｒの取り組みの定着や実践活動を拡大するための仕組みやひとづくりに努めます。
- 生ごみの発生抑制やリサイクルに向け、市民・事業者等へ働きかけます。

小目標　３－１－２　適正なごみ処理を実施する

●適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

　環境工場の適正な管理による安定的な焼却処理を行うとともに、最終処分場については、適正な埋立処理による延命化を目指し、環境に配慮したごみ処理体制を確立します。

●産業廃棄物の適正な処理

　処理施設における排水、排ガス等の適正処理や排出事業者・処理業者への情報提供を図り、適正処理を指導監督します。

●「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」に向けた行動の推進

　平成２５年１０月１０日に採択された「水銀に関する水俣条約」を受けて、熊本県と協力しながら、製品に使用された水銀の回収と適正処理に努めます。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
年間のごみ埋立処分量	H21	6,818t／年	H26	5,599t／年	H32	4,891t／年

市民の役割

・ごみを市の定期収集に出す場合は、ごみ出しルールを遵守します。

市民活動団体の役割

・地域のごみステーションの管理に努めるとともに、分別の徹底など、ごみ出しルールの遵守を図ります。

事業者の役割

・廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正に処理します。
・排出事業者及び廃棄物処理業者は、処理施設等の適正に管理します。

市の役割

・廃棄物の収集や処理施設の整備・運営等に際し、適正処理を推進するとともに、資源の有効利用を図り、環境負荷を少なくすることに努めます。
・排出事業者及び廃棄物処理業者等の指導育成に努めます。
・「特定品目」の収集を通じて廃蛍光管や水銀体温計・水銀血圧計などの水銀を使用した製品の回収に努めるとともに、熊本県とともに、「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」実現に向けた対応を推進していきます。

環境目標４

地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、海面上昇や異常気象、生態系の破壊を引き起こすなど、人類をはじめとする多様な生きものの存続に関わる深刻な問題です。

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に地域から貢献するため、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進し、温室効果ガスの排出の少ない経済活動・消費活動のシステムを構築した、低炭素社会への転換を行っていきます。

中目標

4－1 地域から地球温暖化の防止に貢献する

基本目標

温室効果ガス排出量を削減し、※低炭素都市へと転換する

取り組みの方向性

- 水と緑に輝く豊かな自然と４００年をこえる熊本城下の歴史・伝統が息づく低炭素で暮らしやすいまちをつくります。
- 自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギー型のコンパクトなまちをつくります。
- ふるさと熊本を愛し、地球市民としての自覚を持つ人々が豊かさを実感し生き生きと交流するまちをつくります。

成果指標

項目名	現況値(H25)	目標値(H32)
温室効果ガス削減率 （H19比）	21.3%	△6.2%

なお、国における温室効果ガス削減目標は、H42 年度（2030 年度）に H25 年度（2013 年度）比で 26%削減となっています。（H27 年 7 月 17 日、地球温暖化対策推進本部において決定）

（参考）熊本市低炭素都市づくり戦略計画（改訂版）から

項目名	目標年度		目標値
温室効果ガス削減率 （H19比）	中期目標	H42年度 （2030年度）	△43%
	長期目標	H62年度 （2050年度）	△80%

施策の体系

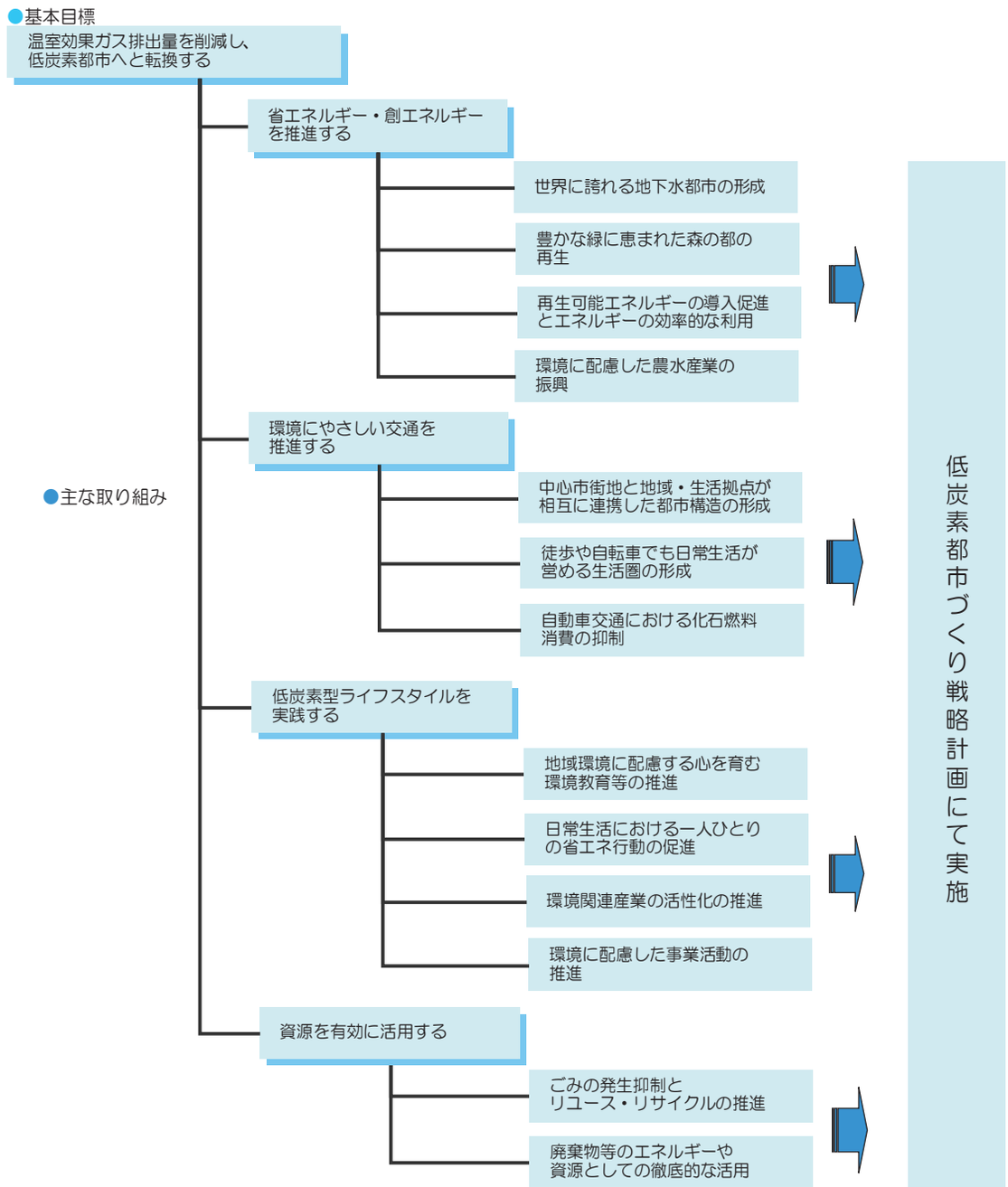

《実施計画について》

●熊本市低炭素都市づくり戦略計画（改訂版）

《関連計画等について》

●第２次熊本市地下水保全プラン
●熊本市緑の基本計画
●熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）
●第４次熊本市役所グリーン計画
●第２次熊本市都市マスタープラン
●都市交通マスタープラン
●熊本市農水産業計画　　ほか

主な取り組み

小目標　４－１－１　省エネルギー・創エネルギーを推進する

●世界に誇る地下水都市の形成

　地下水の質及び量の保全に向けた取り組み（詳しくは、「１－１恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」に記述しています。）や、地下水かん養及び CO_2 吸収源の拡大に貢献する森林の整備、水を活用した地球温暖化対策を推進します。

●豊かな緑に恵まれた森の都の再生

　市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園を核とした市街地の緑の保全と創出に努めるなど、緑の体系的な骨格の保全・確立を目指します。（詳しくは、「１－２自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」に記述しています。）

●※再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用

　施設等の再生可能エネルギーなどによる創エネルギー化や高効率機器などによる省エネルギー化を図るとともに、エネルギーの面的共同利用などによるエネルギーの効率的な利用を目指します。また、再生可能エネルギーで発電した電力を、※蓄電池などで効率的に利用する住宅やビル等の※スマート化を促進します。

●環境に配慮した農水産業の振興

　環境に配慮した農水産業を推進し、農水産業における低炭素化を目指すとともに、農水産物の※地産地消を積極的に推進します。

市民の役割

- 地下水保全対策について、「１－１恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組みます。
- 市街地や身近な緑の保全、創出について、「１－２自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- 住宅のスマート化に向け、太陽エネルギー等再生可能エネルギーを利用した設備の導入や高効率機器、※HEMS などの導入に努めます。
- 住宅の新築やリフォーム時、また家電製品の買い換え時などにおける省エネルギー化・長寿命化に努めます。
- 地産地消の大切さを理解するとともに、地元産農水産物等の積極的な購入に努めます。

市民活動団体の役割

- 地下水保全対策について「１－１恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組みます。
- 市街地や身近な緑の保全、創出について、「１－２自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- 太陽エネルギー等再生可能エネルギーについて、経済的・環境的メリットのＰＲに努めます。
- 住宅や家電製品等の省エネルギーに関する情報を積極的に提供し、省エネルギーの普及促進に努めます。
- 地元産農水産物の地産地消を積極的に推進します。

事業者の役割

- 地下水保全対策について、「１－１恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策等の導入を検討します。
- 市街地や身近な緑の保全、創出について、「１－２自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- オフィス・店舗・工場等のスマート化に向け、太陽エネルギー等再生可能エネルギーや高効率機器、※BEMS などの導入を図り、事業活動から発生する温室効果ガスの抑制に努めます。
- 太陽エネルギー等再生可能エネルギーや省エネルギーに関する知識・技術の向上に努め、積極的に情報を提供します。
- 生産者として環境に配慮した農業に取り組むとともに、地元産農水産物の地産地消を積極的に推進します。

市の役割

- 地下水保全対策について、「１－１恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策について検討します。
- 市街地や身近な緑の保全、創出について、「１－２自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- 市の率先行動として、公共施設への再生可能エネルギーを利用した設備や高効率機器等の導入を推進するとともに、その効果等についての情報を発信し、市民や事業者への導入促進を図ります。
- 環境に配慮した農水産業を推進するとともに、地元産農水産物の地産地消を積極的に推進します。
- 水素エネルギーが広く利活用される社会の実現に向け、水素ステーションや※燃料電池自動車（ＦＣＶ）、※家庭用燃料電池等の普及促進を図ります。

小目標　４－１－２　環境にやさしい交通を推進する

●中心市街地と地域拠点が相互に連携した都市構造の形成

九州中央の広域交流拠点としての高度な都市機能が集積する中心市街地と、地域の生活サービス機能が充実した１５の地域拠点（第２次都市マスタープラン参照）が、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれるなど、多核連携型の都市構造を目指します。

また、交通結節点では、公共交通や自転車などでの相互の結節強化を推進し、利便性の高い都市交通体系の確立を目指します。

●徒歩や自転車でも日常生活が営める生活圏の形成

中心市街地においては、公共交通や自転車、徒歩による回遊性の向上を図るとともに、地域拠点を核とした日常の生活圏においても、できる限り徒歩や自転車で日常生活が営めるまちづくりを進めます。

●自動車交通における※化石燃料消費の抑制

自動車から排出される温室効果ガス排出量削減に向けて、燃費効率の高い自動車の普及促進を図るとともに、効率的な自動車の利用を推進することで、１台当たりの燃料消費の抑制を図ります。

また、※エコカー対応のまちづくりを進めます。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
公共交通機関利用者数	H21	5,397万人	H26	5,543万人	H30	増加

市民の役割

- 通勤、通学、買い物、通院など移動時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように努めます。
- 自転車で移動するときには、交通ルールやマナーを守り、違法駐輪をせず、自転車駐車場を利用します。
- 自動車を購入するときはできるだけエコカーを選択するとともに、運転時には※エコドライブを心がけます。

市民活動団体の役割

- 環境にやさしい移動手段について啓発活動を行います。
- 自転車駐車場の適切な利用を呼びかけます。

・市民・事業者へエコカーのメリットを発信し、導入・利用を呼びかけます。

事業者の役割

・通勤時や業務による移動時に公共交通機関を積極的に利用するように努めます。
・自動車を購入するときはエコカーの選択に努めるとともに、運転時にはエコドライブを心がけます。
・交通事業者は、行政と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
・交通事業者は、高齢者や障がいのある人などに配慮した、より利用しやすい低床バス等の積極的な導入をはじめ、すべての利用者が公共交通機関を安全、快適に利用できるよう、利便性の高いサービスの提供に努めます。

市の役割

・交通事業者と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
・※パークアンドライド等の普及啓発に努め、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
・歩きたくなる歩道や自転車が走りやすい道路の整備などに取り組むことで、徒歩や自転車による移動を促進します。
・自転車駐車場を整備するとともに、利便性の向上に努めます。
・エコカーの公用車への率先導入に取り組みます。
・エコカー対応のまちづくりとして、電気自動車や※燃料電池自動車（ＦＣＶ）などの※次世代エコカーの利用環境の整備を検討します。

小目標　４－１－３　低炭素型ライフスタイルを実践する

●地球環境に配慮する心を育む環境教育等の推進

　あらゆるライフステージにおいて、環境について学ぶことができる機会・仕組みをつくるとともに、市民協働による地域発の環境保全活動を展開し、地球市民としての意識を醸成します。

●日常生活における一人ひとりの省エネルギー行動の推進

　自らの行動で削減できた CO_2 の量や製品の製造過程で発生した CO_2 の量などの※CO_2 の「見える化」を推進するとともに、市民にとって身近で実践可能な取り組みの普及拡大を図り、一人ひとりの低炭素社会づくり実践活動を促進します。

●環境関連産業の活性化の促進

　地球温暖化防止に貢献する環境関連産業の支援（詳しくは、「２－１－２環境資源等を活かした産業を育てる」に記述しています。）や誘致などにより環境ビジネスを拡大するとともに、事業活動に伴う CO_2 排出量の削減など、環境保全活動と経済活動の両立を図ります。

●環境に配慮した事業活動の推進

　事業活動における低炭素化に向けて、省エネルギーなどの環境に配慮した事業活動を促進するとともに、市の率先行動として、事務事業における低炭素化に積極的に取り組みます。

※参考指標

	基準年	基準値	目標年	目標値
市民一世帯あたりのCO_2排出量	H24	3,607kg-CO_2/年	H32	2,605kg-CO_2/年 （▲1,002kg-CO_2/年）

♥ 市民の役割

- 家庭での節電といった省エネルギー行動や、買い物時のマイバッグの持参によるレジ袋の削減など、身近な実践に取り組みます。
- 学校や地域で行われる環境教育に参加し、地球温暖化対策や省エネルギーに関する知識を学び、地域の人々と情報を交換することで環境意識の向上を図ります。
- ※CO_2 ダイエットクラブへの登録などにより、自分の排出した CO_2 の量を確認するとともに、排出削減に向けて※エコライフを実践します。

市民活動団体の役割

- 地域住民、会員、団体構成員等に、環境及び環境学習に関する情報を積極的に発信します。
- 家庭での省エネルギーなど市民の日常生活におけるエコライフに関する助言を行いエコライフの実践を促進します。

事業者の役割

- 啓発イベントでの出展に参加・協力し、市民への情報提供に努めます。
- レジ袋の無料配布中止や店頭での啓発などにより、市民に対してレジ袋の辞退やマイバッグ持参を促します。
- 事業活動において削減した CO_2 を取引する制度の活用を検討します。
- ※環境マネジメントシステムの認証取得など、事業活動から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

市の役割

- CO_2 ダイエットクラブや環境にやさしい店「※よかエコショップ」の認定などを通し、環境保全に対する意識を高めるとともに、家庭での省エネルギーなど、エコライフの実践を呼びかけます。
- 関係団体と協働で、市民が参加しやすく啓発効果の高いイベントを実施し、環境保全に対する意識を高めるとともに、エコライフの実践を呼びかけます。
- イベントで発生する CO_2 を削減するため、※J クレジット等の制度を活用するとともに、市民に対して制度の普及啓発に取り組みます。
- 事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを支援します。
- 環境マネジメントシステムなどを適切に運用し、環境負荷の少ない事務事業を行います。

小目標　４－１－４　資源を有効に活用する

●ごみの発生抑制とリユース・リサイクルの推進

市民は※グリーンコンシューマーへ、事業者は再使用、再生利用しやすいものを生産・販売へと意識の変革を促すとともに、市民が気軽にリユース・リサイクルに取り組めるような環境を整え、さらなるリユース・リサイクルを推進します。（詳しくは、「３－１－１ごみの減量とリサイクルを推進する」に記述しています。）

●廃棄物等のエネルギーや資源としての徹底的な活用

これまで有効に活用されていなかった廃棄物等を、エネルギーや資源などのあらゆる用途に可能な限り活用します。

市民の役割

・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「３－１－１ごみの減量とリサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について関心を持ちます。

市民活動団体の役割

・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「３－１－１ごみの減量とリサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について、PR します。

事業者の役割

・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「３－１－１ごみの減量とリサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用に努めます。

市の役割

・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「３－１－１ごみの減量とリサイクルを推進する」記載の役割に取り組みます。
・下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、※下水汚泥や※消化ガスを資源・エネルギーとして有効に活用します。
・環境工場（ごみ焼却施設）を活用した廃棄物発電や熱エネルギーの活用を行います。

環境目標５

市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

きれいな川と海、さわやかな空気、そして騒音や振動のないまちなど、やすらぎとうるおいのある生活環境をまもります。

また、私たちの暮らしのいたるところで使用されている化学物質については、正確な情報収集・発信と的確な対策を行います。

そして、様々な環境状況の分析・調査を行うとともに、自然災害や新たな感染症などに対する危機管理体制を整え、熱中症などの予防啓発を行うことによって、市民が安心して快適に過ごせる生活空間をつくります。

中目標

5－1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心なくらしをまもる

基本目標

良好な生活環境を保全し、安全・安心なくらしをまもる体制を整備する

取り組みの方向性

- 大気汚染や騒音、振動、※有害化学物質などの環境問題に的確に対応し、良好な生活環境を保全します。
- 河川や海などの公共用水域の水質を保全します。
- 食の安全・安心の確保など身近な生活衛生の維持に努めます。
- 気候変動の影響が予測される災害や健康被害の発生時に、的確な対応ができる危機管理防災体制を整備します。
- 安全・安心なくらしをまもるため、環境保全に関する調査、研究を充実させます。

成果指標

項目名	基準値	現況値(H26)	目標値(H32)
事業場公害苦情発生件数 （大気、騒音、振動、悪臭）	115件 （H26）	115件	105件
水質汚濁事故発生件数及び 排水基準違反件数	52件 （H22～26年度平均値）	66件	減少

施策の体系

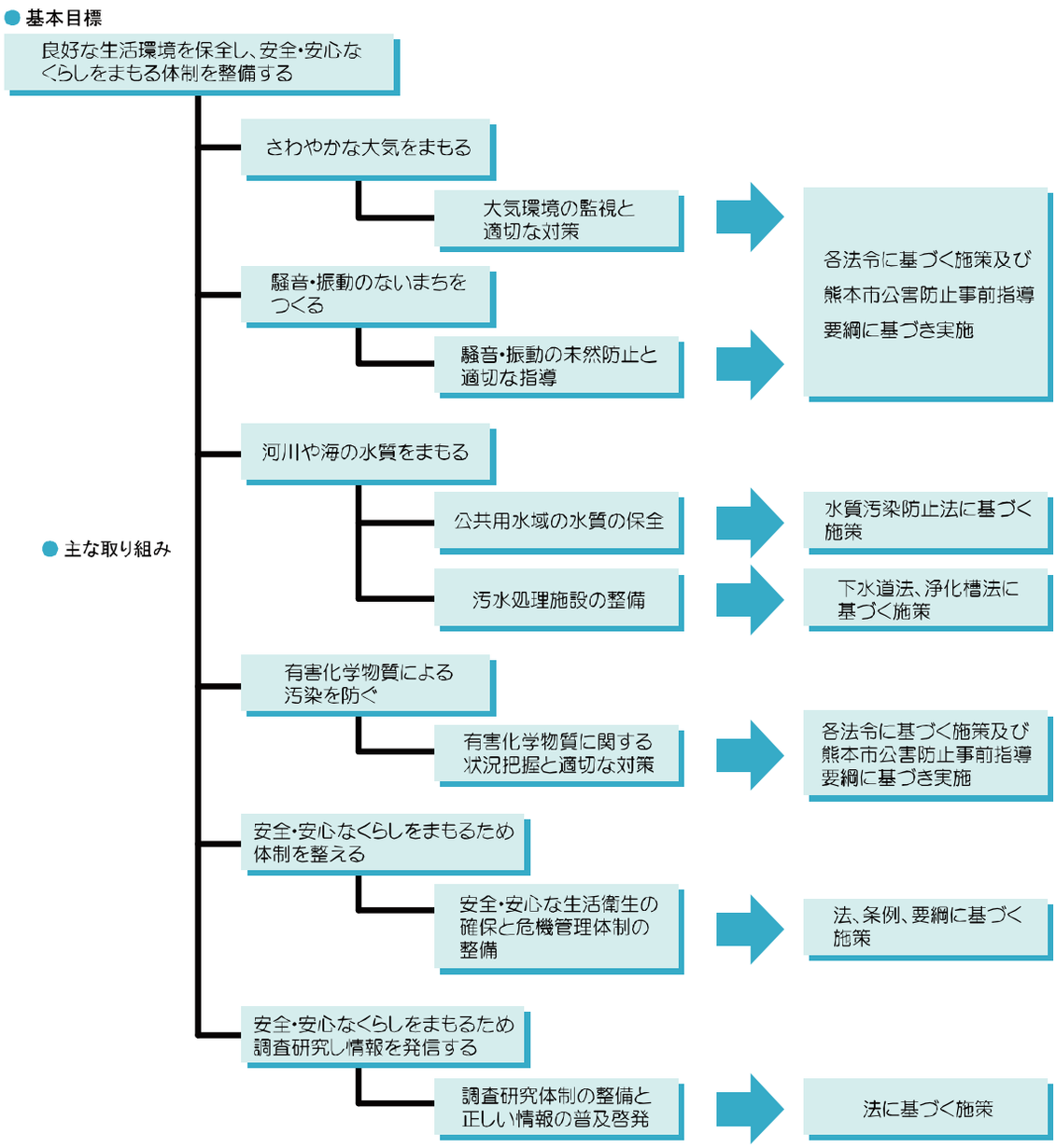

《実施計画について》

●熊本市公害防止事前指導要綱

《関連計画等について》

●熊本市地域防災計画

●熊本市循環型社会形成推進地域計画

主な取り組み

小目標　5－1－1　さわやかな大気をまもる

●大気環境の監視と適切な対策

熊本市域の大気の常時監視については、大気汚染監視局の監視体制の充実に努めるとともに、ベンゼンなどの有害大気汚染物質の把握を行います。

大気汚染の原因施設となる工場・事業場に対し監視指導を強化し、工場・事業場の立地等の際には、周辺の大気環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行っていきます。

また、環境に配慮した自動車利用や省エネルギーに関する啓発活動を実施するとともに、道路整備においても、熊本環状道路をはじめとする幹線道路の整備により、市街地への通過交通の流入を減少させ渋滞を緩和し、生活環境における大気汚染を減少させます。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
大気環境基準達成率 ＊	H21	80.8%	H26	80.8%	H32	現状維持
二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)【ppm】＊	H21	0.035ppm	H26	0.027ppm	H32	現状維持
微小粒子状物質（PM2.5）年平均値【μg/m3】	H24	20.6μg/m3	H26	18.6μg/m3	H32	減少

＊　※大気環境基準達成率は、常時監視測定局で測定された、環境基準が定められた項目（二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント）の達成状況を表しており、現況値 80.8%は、光化学オキシダントを除くすべての項目で基準を達成した数値です。

なお、光化学オキシダントについては、全国的に見ても、大気環境基準を達成した測定局数の割合は、0.1%前後で推移しており、基準の達成が非常に困難な状況です。

＊二酸化窒素濃度（自動車排出ガス測定局）の現況値は、大気環境基準（0.06ppm）を達成しており、かつ、減少傾向にあります。

市民の役割

- 野外でのごみ焼却をやめます。
- 通勤、通学、買い物、通院など移動時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動するよう努めます。
- ※アイドリングストップなど自動車を経済的に利用し、新しく車を買うときは低公害な車にします。

市民活動団体の役割

- 大気環境に関する法令についての理解を深め、遵守します。

事業者の役割

- ばい煙について、焼却炉やボイラーなどのばい煙発生施設を適正に運転・管理するとともに、環境に配慮した脱硫・脱硝等の処理施設を設置します。
- 粉じんの飛散防止について、屋外作業・工事等で発生する可能性がある場合、周辺へ飛散させないよう配慮します。
- ※アスベストの飛散防止について、吹付けアスベストなどの建築材料を使用している建築物については飛散していないか定期的に点検するとともに、飛散のおそれのあるときは早急に飛散防止措置を講じます。
- 悪臭の発生防止について、排気口や排水口の清掃・整備や発生する可能性がある場合は悪臭防止装置の取り付けなど適切な対策を行います。
- 事業所で使用する車両において、アイドリングストップや貨物の共同集配など、経済的且つ効率的に使用します。
- 車両や設備の更新の際には、低公害型なものへ切り替えます。

市の役割

- 熊本市域における汚染物質濃度等の大気状況を常に監視し、インターネット等を活用した情報提供に努めます。
- 酸性雨の適正な調査を行い、上記同様、結果を公表します。
- 大気汚染の発生源であるばい煙発生施設や※VOC（揮発性有機化合物）排出施設等を設置する工場・事業場に対し、適正管理について指導を強化します。
- 吹付けアスベストなどの建築材料を使用している建築物の解体工事への適正管理についての指導を強化します。
- 大気汚染や悪臭の苦情に対して適切な指導を行います。また、必要に応じ、区役所と連携し初動体制の強化を図ります。
- 工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施されるよう指導を行います。
- 率先してアイドリングストップや低公害な車の導入に努めるとともに市民・事業者への啓発を行います。
- 熊本環状道路をはじめとする幹線道路の整備により、市街地への通過交通の流入を減少させ渋滞を緩和します。

小目標　５－１－２　騒音・振動のないまちをつくる

●騒音・振動の未然防止と適切な指導

騒音・振動の未然防止のため、工場・事業場等の騒音・振動発生施設の立地等の際、周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。

また、建設工事の騒音・振動に対し、着工前の指導を徹底し、苦情について適切な指導を行います。

自動車交通に伴う騒音・振動については、その状況の把握に努めるとともに、必要な場合は、関係機関と協力して改善に努めます。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
自動車騒音環境基準達成率【%】	H21	85.0%	H26	97.2%	H32	現状維持

市民の役割

- テレビ、楽器などの音は時間帯などを考え、まわりの迷惑にならない音量にします。
- 自動車利用の際はアイドリングストップや、不要不急の利用は控えるよう心がけます。

市民活動団体の役割

- 騒音・振動に関する法令についての理解を深め、遵守します。

事業者の役割

- 工場や事業場での屋外作業の際は、できるだけ騒音や振動を発生させないよう配慮します。
- 騒音・振動の発生施設については、適切に維持・管理するとともに、機械・機器の選定にあたっては低騒音・低振動型のものを導入し、騒音・振動防止対策を実施するよう努めます。
- 工事を行うときは、事前に周辺への説明を行い、実施時間の配慮や騒音や振動を防止するための対策を行います。
- 屋外使用の音響機器は、設置位置に配慮し、適切な音量で時間帯も考慮して使用します。また、屋内の音響機器については、室外への十分な防音対策を行い、時間帯を考慮して使用します。

市の役割

- 工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の騒音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。
- 騒音・振動防止について、市民・事業者への啓発を進めます。
- 騒音・振動苦情に対して適切な指導を行います。必要に応じ、区役所と連携し初動体制の強化を図ります。
- 自動車交通公害に対して、総合的な対策を行います。
- 主要幹線道路沿いで自動車騒音を定期的に測定します。
- 新幹線の騒音・振動の問題に対しては、熊本県と連携しその対応にあたります。

小目標　５－１－３　河川や海の水質をまもる

●公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質を計画的に測定するとともに、規制対象事業場の監視を実施します。

有害な化学物質や油の適正な使用、処理、及び生活排水の適正な処理を徹底することにより、公共用水域の汚染・汚濁を未然に防止します。

●汚水処理施設の整備

生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質の改善を図るため、下水道計画区域内の未普及解消事業や未接続家庭への普及促進を行います。

窒素・リン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽などの普及により、公共用水域の水質保全を図ります。

市民の役割

- 使用した廃油を排水口に流さないなど、生活排水で河川、湖沼、海などの公共用水域や、地下水を汚染しないように努めます。
- 下水道が整備されたら速やかに接続するとともに、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽を設置し、適正な管理を行います。

市民活動団体の役割

- 公共用水域の水質保全活動などに自ら取り組むとともに、行政が実施する事業に協力します。
- 各種イベントなどで行政と連携して下水道の普及促進を目的とした PR 活動を行います。

事業者の役割

- 事業活動に伴う有害物質や油の適正な管理・処理を行うとともに、排水等を適正に管理・処理・処分し、公共用水域の水質保全に努めます。
- 下水道の整備がされたら、速やかに接続します。

市の役割

- 公共用水域の水質監視と汚染、汚濁の防止に取り組みます。
- 事業者が有害物質や油の管理や排水の処理を適正に行っているか立入調査等により確認し、違反があった場合は改善や再発防止の指導を行います。
- 水質汚濁事故等に対しては関係機関と連携し、適切に対処するとともに、啓発等により発生防止に努めます。
- 下水道整備地区の未接続家庭への普及促進を図るため訪問指導を行います。
- 下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図るため啓発・助成を行います。
- 浄化槽の適切な維持管理に関する指導や啓発を行います。
- 公共下水道の必要性と普及促進を図るため、市政だよりや上下水道局ホームページにより広報・啓発を行います。

小目標　５－１－４　有害化学物質による汚染を防ぐ

●有害化学物質に関する状況把握と適切な対策

有害な化学物質の適正管理を進め、環境への排出をできるだけ少なくするとともに、化学物質に関する正確な状況把握と情報収集を行い的確な対策を実施します。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
大気中のダイオキシン類濃度（一般環境）【pg-TEQ／m^3】	H21	0.034	H26	0.017	H32	現状維持

＊大気中のダイオキシン類濃度の現況値は、大気環境基準（0.6pg-TEQ/㎥）を達成しており、かつ、近年の実績において最も低い数値です。

市民の役割

- 野外でのごみ焼却はやめます。
- 化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得ます。
- フロンなど※オゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。

・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者に引き渡します。

市民活動団体の役割

・化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得るとともに、学習会等を開催して正しい情報の啓発を行います。

事業者の役割

・廃棄物焼却炉は適正に管理し、野外での焼却をやめるなど、※ダイオキシン類などの有害化学物質を発生させないよう努めます。
・使用する化学物質の量をできるだけ少なくし、漏えい防止など適正な管理を行い、有害性などの情報の入手に努めます。
・※ＰＲＴＲ法に基づき、使用する化学物質の移動・排出状況を届け出ます。
・フロンなどオゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。
・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者に引き渡します。
・フロンなどオゾン層破壊物質の適正な管理、処分に努めます。

市の役割

・定期的な調査を実施し、正確に汚染状況を把握します。
・新たな環境汚染物質(化学物質)に対し分析・検査体制を充実します。
・化学物質の有害性に関する最新の情報を収集し、拡散・漏えい防止などの適正管理の指導を行います。
・ＰＲＴＲの集計結果の公表に努めます。
・野外でのごみ焼却や不適切な焼却炉に対し指導を行います。
・産業廃棄物処理の際のマニフェスト使用を徹底します。
・廃棄物焼却炉の適正管理について指導を強化します。
・汚染状況の結果を公表します。
・※環境ホルモンなど有害性が明らかでない化学物質について、正確な情報を提供します。
・オゾン層の破壊やフロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理についての啓発を行います。
・フロンなどオゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行います。
・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理します。

小目標　５－１－５　安全・安心なくらしをまもるため体制を整える

●安全・安心な生活衛生の確保と危機管理体制の整備

市民が安心して日常生活を送ることができるように、食の安全・安心や感染症の予防体制の確保を行います。

※光化学スモッグ注意報等発令時や、ＰＭ2.5の注意喚起の発出時には、広く市民へ広報し、多くの人が集まる市所管施設への情報の伝達を実施し、万全の体制を整備します。

また、地球温暖化等の気候変動による影響と考えられる、集中豪雨や大型台風などの自然災害に対する防災体制を整えるとともに、熱中症の増加や蚊などの媒介生物の分布域の変化による国内での新たな感染症の発生など大規模な健康被害発生等に対する危機管理体制を整えます。

市民の役割

- 食中毒の防止など食品衛生に関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活における衛生意識を高めます。
- 感染症予防などに関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活における衛生意識を高めます。
- 災害等が発生した時は、まずは自らの身、家族を自ら守ります。
- 災害等が発生した時は、地域住民同士で協力し、助け合います。

市民活動団体の役割

- 食の安全・安心の確保を推進するために、地域や各家庭と連携して、行政などが開催する講習会等に積極的に参加し、正しい食品衛生知識の普及に努めます。
- 感染症の正しい知識の普及に努めます。
- 地域における防災活動リーダーの育成に努めます。

事業者の役割

- 衛生確保について自主的な衛生管理体制の確立に取り組み、安全で衛生的な食品や施設、サービスの提供に努めるとともに、市民が安心して生活できるように積極的に食品の安全情報等を提供します。
- 感染症に関する従業員への知識の普及や、予防体制の確立に努めます。
- 防災関係機関との協力等により、訓練や研修を実施します。

市の役割

- 市民に対しては、生活衛生や感染症予防に関して、市民自らが健康を守るために、適

切な行動が取れるよう出前教室やメディアによる広報を通じて、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域や関係団体、事業者などと連携し、相談体制の充実を図ります。

- 地域団体、関係団体への支援、協力を行い、連携して食の安全安心・食育の啓発に努めるとともに、感染症予防対策活動の充実を図ります。
- 光化学スモッグ注意報等の発令時や、ＰＭ2.5 の注意喚起の発出時には、速やかに市民に対し情報を周知します。
- ※ハザードマップの整備やわが家の防災マニュアルなど、誰もがわかりやすい防災関連情報を提供します。
- 自然災害や新たな感染症等の危機事象に関する対応計画を充実します。

小目標　５－１－６　安全・安心なくらしをまもるため調査研究し情報を発信する

●調査研究体制の整備と正しい情報の普及啓発

環境保全のための調査・研究や環境情報解析を行い、その成果を市民にわかりやすく提供します。

安全・安心な生活環境をまもるために、有害物質などの検査体制の充実を図ります。

※参考指標

	基準年	基準値	現況年	現況値	目標年	目標値
測定計画検査数達成率	H21	100%	H26	100%	H32	100%

市民の役割

- 環境に関する情報を積極的に収集し、日常生活や地域での環境保全活動に活かします。

市民活動団体の役割

- 環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全活動に活かします。

事業者の役割

- 環境に関する情報を積極的に収集し、事業活動における環境に配慮した対策を講じます。

市の役割

- 環境保全や保健衛生に関する試験・検査を行います。
- 安全・安心な生活環境をまもるために、新たな環境問題や感染症などの危機管理に対応できる検査体制の充実を図ります。
- 環境保全のための調査・研究や環境情報の解析を行い、その成果を施策に活かすとともに、ホームページ、年報や各種メディアなどで広く市民に提供します。

3 重点協働プロジェクト

１の基本計画体系に掲げたそれぞれの環境目標を実現するためには、目標に対する個々の取り組みも必要ですが、その取り組みを有機的に連携させ、下支えするような仕組みを構築し、これを推進していくことが不可欠です。

そこで、それぞれの環境目標の実現に向け、共通して取り組むべき「環境教育によるひとづくり」、「協働によるまちづくり」を重点協働プロジェクトとして位置づけ、市民一人ひとりが環境目標に向けて楽しみながら環境行動を実践し、協働により環境と調和した活力あふれるまちづくりを行っていける仕組みを構築します。

また、このプロジェクトを、※環境教育等促進法第８条の定める環境教育等の行動計画として位置づけ、ＥＳＤの普及にも取り組んでまいります。

※ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）とは、「持続可能な開発のための教育」と訳され、様々な現代社会の課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）

ひとづくり

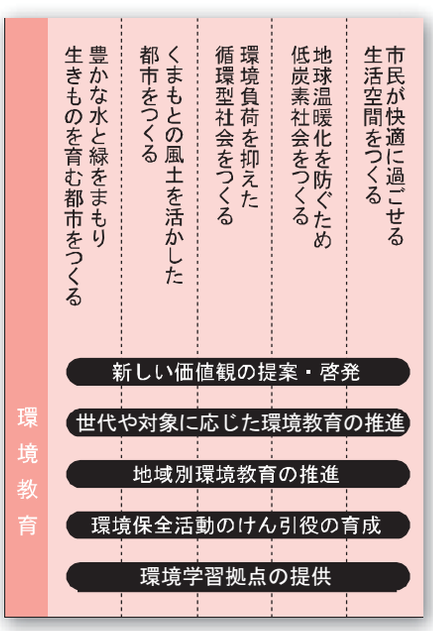

環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

まちづくり

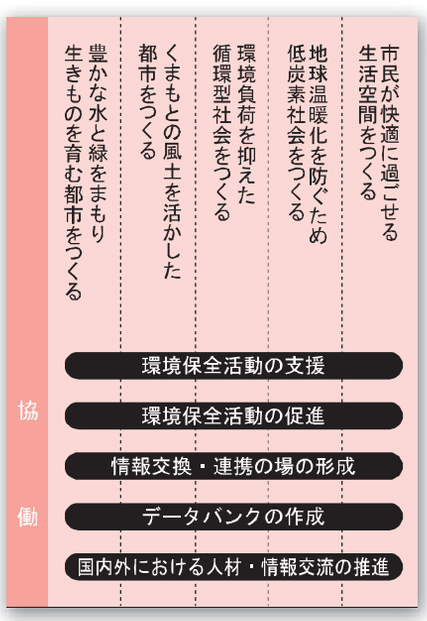

ひとづくりプロジェクト

～ 環 境 教 育 ～

プロジェクトの背景・課題

環境保全活動の実践を促すためには、まずは環境保全意識の醸成が不可欠です。

そこで、学校だけではなく、様々な年代・性別・ライフステージ別の環境教育・学習の場を通して、一人でも多くの市民に地球環境や地域の環境課題について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげていく必要があります。

そして、その行動・活動の実践を、家庭や地域、職場など、社会全体に広げるための仕組みとして、人材の育成や、活動の場の提供を行なっていく必要があります。

目標

☆楽しみながら環境行動を実践するひとづくり

環境保全行動を、自主的・自発的に楽しみながら実践できる人材を育成するため、環境教育の機会の拡充と内容の充実を図ります。

指標

<市民意識調査>

項目名	基準値	現況値(H26)	目標値(H32)
日頃、環境保全のための実践活動を行っていますか	51.5%（H21）	65.4%	70.0%
環境について学ぶ機会が増えてきたと感じますか	64.9%（H23）	60.2%	増加

プロジェクト構成図

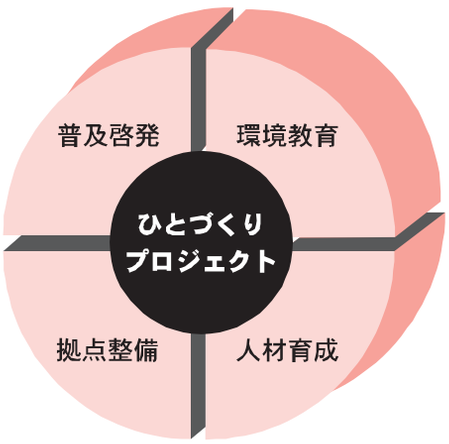

主な取り組み

☆取り組み１

新しい価値観の提案・啓発

◆市民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、例えば、「熊本の自然」、「資源循環の歴史」、「グリーンコンシューマーになろう」、「環境負荷の少ない暮らし方」など幅広い視点で環境を捉えた目的別講座を開催します。

市民の取り組み

・市や市民活動団体、事業者などが行う学習会、啓発イベントに参加し、環境保全意識を高めます。

市民活動団体の取り組み

・環境意識を醸成する学習会、啓発イベントを開催し、市民や事業者に対し新たなライフスタイルを提案します。

事業者の取り組み

・事業活動の中で、市民や市民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。
・従業員に対し環境保全に関する研修を実施します。

市の取り組み

・目的別の学習機会の拡充を図ります。
・市民活動団体、事業者や市が実施する学習機会を市民に紹介し、市民の環境学習を促します。

☆取り組み２

世代や対象に応じた環境教育の推進

◆世代や対象に応じた、環境教育の機会を提供します。

市民の取り組み

・学校や職場、家庭、地域において積極的に環境に対する知識を習得します。

市民活動団体の取り組み

・環境に関する学習機会を行う際は、対象者を明確にしたプログラムを提供します。

事業者の取り組み

・環境に関する学習機会を行う際は、対象者を明確にしたプログラムを提供します。

市の取り組み

・既存の環境学習機会の情報を収集、整理し、世代や対象に応じた環境学習機会を整備します。
・特に幼少期や、学校教育における環境学習の機会を拡充します。

☆取り組み３

地域別環境教育の推進

◆身近な地域の環境特性とその状況について把握・理解するように努め、自治会などの地域活動において、地域の環境保全について考える機会をつくります。

市民の取り組み

・身近な地域の環境特性や状況についての把握と理解に努め、地域の環境保全について考える機会をつくります。

市民活動団体の取り組み

・身近な地域の環境特性や状況についての把握と理解に努め、市や市民、事業者に対しその情報を提供するとともに、学習する機会をつくります。

事業者の取り組み

・事業所が所在する地域の環境特性や状況についての把握と理解に努めます。

市の取り組み

・市民や市民活動団体、事業者から地域の環境情報を収集し、整理した情報を地域に還元します。

☆取り組み４

環境保全活動のけん引役の育成
◆地域の環境保全活動を推進するエコリーダーを育成します。

市民の取り組み

・エコリーダーとなって活動できるよう、積極的に学習会等に参加し、環境保全活動を実践します。

市民活動団体の取り組み

・エコリーダーの育成に協力し、地域とともに環境保全活動を実践します。

事業者の取り組み

・ＣＳＲ（企業の社会的責任）の実践として、エコリーダーの育成に協力し、地域とともに環境保全活動を実践します。

市の取り組み

・エコリーダーとなる人材育成のための事業を実施し、様々な主体の環境保全活動の実践を支援します。
・環境保全活動を日常的に実践する子どもたちをエコキッズリーダーとして認定し、大人のエコリーダーの派遣や市広報への掲載などの活動支援を行います。

☆取り組み５

環境学習拠点の提供

◆図書やインターネット等の利用によって環境に関する情報の収集や、資料の閲覧、研修・学習会等が実施できる拠点を提供します。

市民の取り組み

・環境学習拠点を利用して、環境に関する情報を取得するよう努めます。

市民活動団体の取り組み

・活動の中で得た環境に関する情報について、市民や事業者、市に対し積極的に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討します。

事業者の取り組み

・事業活動の中で得た環境に関する情報について、市民や市に対し積極的に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討します。

市の取り組み

・環境に関する情報の収集と整理を行い、市民や市民活動団体、事業者に提供するための拠点として、環境総合センターや環境工場で行う環境学習機能を充実します。

・体験の機会の場の認定制度（環境教育等促進法第２０条に規定）を活用・周知し、市民活動団体や事業者の所管する自然体験の場やリサイクル工場等で行う環境教育拠点の整備を支援します。

まちづくりプロジェクト

～ 協　　働 ～

プロジェクトの背景・課題

これまで環境保全活動に取り組んできたのは、環境に特に関心のある市民や地域の役員、市民活動団体など、一部の限られた人や団体でした。

また、環境保全活動を行いたいと思っていても、活動の場がなかったり、関与の方法が分からない場合もあったことから、より多くの人の環境保全活動を促進するような情報発信が必要とされています。

さらに、今後は政令指定都市における各行政区の地域特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、「環境」という視点で捉えたまちづくりが行いやすい仕組みを作っていくことが必要です。

目標

☆環境と調和した活力あふれるまちづくり

市民・市民活動団体・事業者・市の各主体が、環境保全活動を活発に行えるよう、相互に連携する機会を創出し、協働の取り組みを促進します。

指標

<市民意識調査>

項目名	基準値(H23)	現況値(H26)	目標値(H32)
日頃、地域の環境保全活動(例:清掃活動、ごみステーションの管理、自然観察会等)に参加していますか	39.0%	36.0%	増加
環境保全に係わるまちづくりの活動が増えてきたと感じますか	71.7%	68.4%	増加

プロジェクト構成図

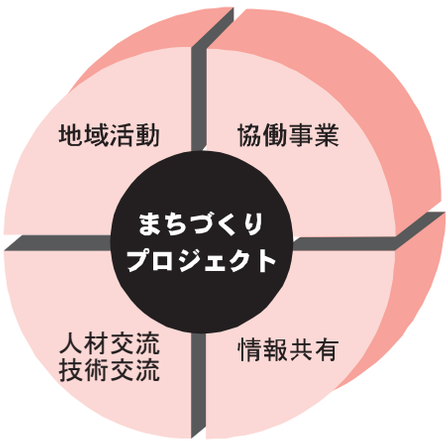

主な取り組み

☆取り組み１

環境保全活動の支援

◆地域コミュニティや環境活動団体の環境保全活動に対する情報提供とエコリーダーを活用した支援を行います。

市民の取り組み

・エコリーダー等を活用して、行政区や校区での環境保全活動を推進するための取り組みを行います。

市民活動団体の取り組み

・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報の提供やエコリーダーの派遣を行います。

事業者の取り組み

・CSR（企業の社会的責任）の実践として、事業所が所在する行政区や校区での環境保全活動に参加します。

市の取り組み

・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報提供やエコリーダーの支援を行います。

☆取り組み２

環境保全活動の促進

◆地域コミュニティや環境活動団体が、環境保全事業を協働実施します。

市民の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについては、市民活動団体、事業者や市の協力を得ながら市民自らの手で実践します。

市民活動団体の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みの中で、自ら担うことができる事業を市民や事業者、市と協力して実施します。

事業者の取り組み

・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについて、市民や市民活動団体に協力して取り組みます。

市の取り組み

・市民や市民活動団体、事業者が自ら行政区や校区の環境を保全するための取り組みを行いやすいよう、支援する仕組みを作ります。

・市民活動団体や事業者が、様々な環境保全活動等を市と協働して取り組みやすい体制を整えるため、環境教育等促進法に定めのある「協働取組の申出制度」や「協定の届出制度」等を活用し、パートナーシップの取り組みを推進していきます。

・地球温暖化防止のための環境保全活動を推進するため、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、熊本県地球温暖化防止活動推進センター、※ＥＰＯ九州などの関係機関と連携・協力を図っていきます。

☆取り組み３

情報交換・連携の場の形成

◆より多くの人が環境保全活動を推進できるよう、市民活動団体、事業者、市そして市民との間での情報交換と、連携の場を形成します。

市民の取り組み

・市民活動団体や事業者、市の活動に積極的に参加し、環境保全活動を活発に行います。

市民活動団体の取り組み

・環境保全活動を推進する団体として、市民や事業者、市に対し活動内容を提案するとともに、様々な活動主体と有機的な連携を図りながら協働による環境保全活動を実施します。

事業者の取り組み

・市民活動団体や市の活動に積極的に参加し、その活動を支援します。

市の取り組み

・環境総合計画に定めたプロジェクトを推進するため、市民活動団体と協働で市民や事業者に対し環境保全活動の実践を働きかけるとともに、様々な活動主体と有機的な連携を図ることができる体制を整えます。

☆取り組み４

データバンクの作成

◆市民活動や地域コミュニティなどの環境に関する※ポータルサイトを構築します。

市民の取り組み

・環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

市民活動団体の取り組み

・環境ポータルサイトを積極的に活用して、環境に関する情報を市民や事業者、市に提供するとともに、他者と連携して環境保全活動を実践します。

事業者の取り組み

・環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

市の取り組み

・環境ポータルサイトを構築、運営し、市民や市民活動団体、事業者との連携による環境保全活動の実践を促します。

☆取り組み５

国内外における人材・情報交流の推進

◆地球規模の環境問題に対する情報収集や国際貢献につながる活動を推進し、※イクレイ（持続可能性をめざす自治体協議会）や※東アジア経済交流推進機構など国際的機関を通したネットワークを構築します。

◆環境に関する情報交換や人材・技術の交流を推進する。

市民の取り組み

- 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- 国内外の他都市の市民や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

市民活動団体の取り組み

- 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- 国内外の他都市の市民や市民活動団体、事業者と環境保全活動の輪を広げます。

事業者の取り組み

- 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- 国内外の他都市の事業者や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

市の取り組み

- 国際的な環境情報を収集・発信し、市民や市民活動団体、事業者への情報提供に努めます。また、収集した情報は、本市の環境施策の推進に役立てます。
- 他都市の環境に関する先進事例を学び、人材交流、技術交流を行いながら、市民や市民活動団体、事業者の他都市との連携を支援します。

第 4 章

推進体制

1 計画推進の基本的考え
2 計画の推進体制
3 計画の進行管理

1　計画推進の基本的考え

「第２次環境総合計画」では、平成７年９月に市議会の全会一致で採択された「環境保全都市宣言」が理念として位置づけられました。
この宣言は、私たち市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することについて謳っています。

そこで「第２次環境総合計画」では、計画の実効性を高め、効果的な推進を図るため、市民、事業者、市のそれぞれの取り組みについて明記しました。

また、市民、事業者、市は、協働や計画推進のあり方、そして取り組みの過程を評価するための手法等を、ともに検討し、その仕組みをつくっていくとしましたが、この１０年間、環境保全事業の実施は協働により推進されてきたものの、計画の検証は行政のみで行うことに止まっていました。

これからは、そこから一歩前進し、協働のあり方を推進する※自治基本条例の考えに則りながら、検証まで含めた全体的な推進体制を協働により構築し、ともに環境目標の実現へ向けて取り組んでいく必要があります。

「第３次環境総合計画」においては、計画を着実に推進する仕組みとして、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働により事業を実施することにとどまらず、計画の実効性を高めるため、各主体がその役割に応じて、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、見直しを行いながら、環境保全活動を実行する計画の推進体制を構築していきます。

具体的には、市は、いわゆる※ＰＤＣＡ(計画・実行・検証・再考実践)手法を導入し、進行管理を行っていきますが、その検証の段階においては、市民、市民活動団体、事業者も自らの取り組みを検証し、行政だけでなくさらなる環境保全活動の実践に結びつけるために、相互に提案を行える仕組みをつくっていきます。

2　計画の推進体制

本計画では、環境保全活動に取り組む各主体の関係を明確化し、以下の各主体がそれぞれの役割を行いながら、協働して効果的に計画を推進していきます。

協働関係

市民の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日常生活において、計画の実効性を高めるため行動します。

市民活動団体の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の環境保全活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

事業者の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の事業活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

市の役割

（１）　基本計画、重点協働プログラムを着実に実施します

（２）　ＰＤＣＡ手法により計画の進行管理を行います
全庁的な進行管理として、環境管理会議において検証します
（個別計画との関連性を踏まえながら環境側面を総合的に評価）

※環境管理会議…環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整することを目的として設置。環境管理システムの確立・維持に関し総合的な調整を図る見地から、次の各号に掲げる事項について審議、検討を行う。

(1)環境管理システムに関する事項
(2)第３次熊本市環境総合計画に関する事項
(3)熊本市役所グリーン計画に関する事項

（３）　環境保全活動を実践する各主体との円滑な連携を図るための体制を整備します

（４）　市議会や環境審議会へ計画の進捗状況を報告します

（５）　市のホームページ等で計画の進捗状況を報告します

計画の推進体制

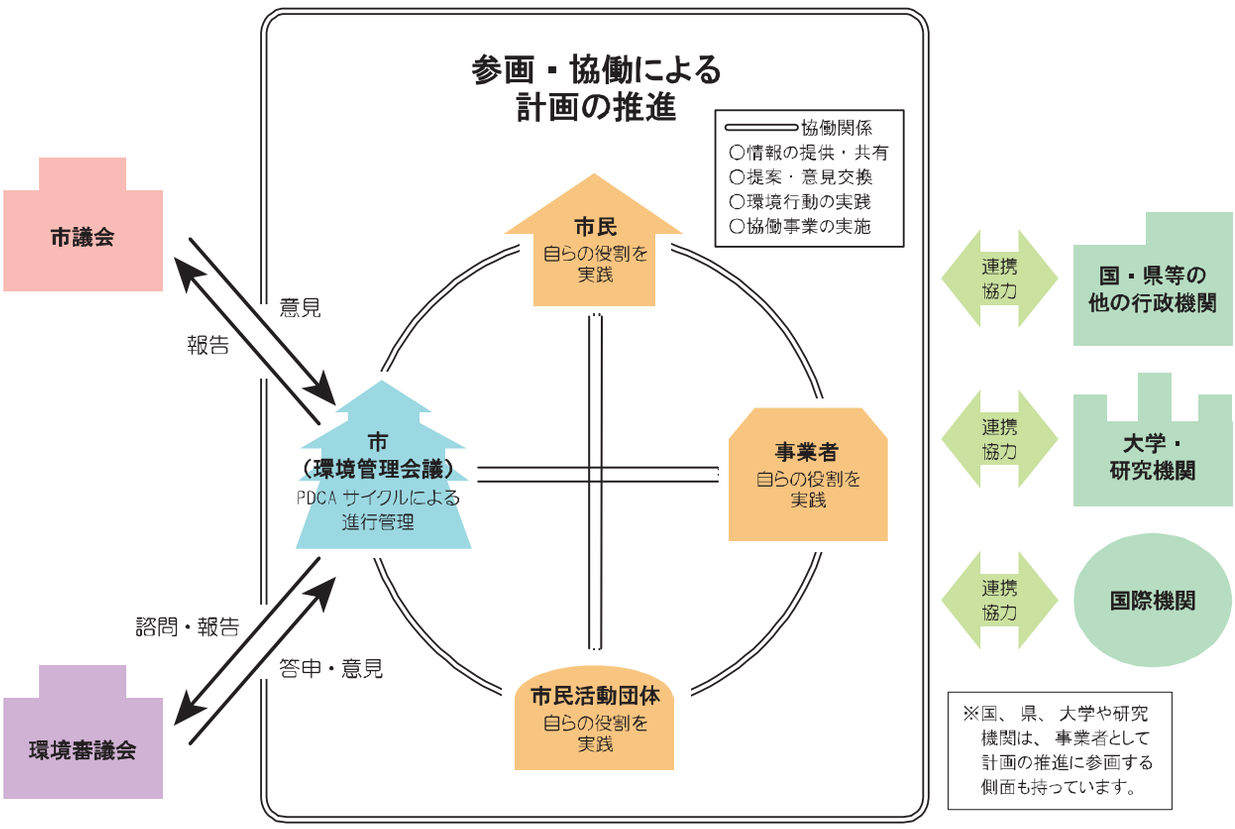

市民、市民活動団体、事業者、そして市の４つの主体が協働関係を築くことで、なお一層の情報の提供・共有を図ります。

そして、環境保全に対する活発な相互提案や意見交換を行うとともに、各々の環境行動のさらなる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施など、環境目標の実現へ向け効果的に計画を推進します。

また、計画を推進する際は、必要に応じて国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等と連携協力を図っていきます。

さらに、協働関係により推進された計画の実行状況については、市議会や環境審議会に報告を行い、意見を求めます。

これらの協働関係による計画の実行状況等については、市のホームページ等を活用し、情報を発信していきます。

3　計画の進行管理

■進行管理のシステム

計画の進行管理においては、PLAN（計画）DO（実行）CHECK（検証）ACTION（再考・実践）のサイクルを基本としながら、毎年度評価、５年毎評価の２段階に区分した評価システムを運用します。

また、適宜、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、その結果を計画実施体制等に反映し、着実な推進を図ることとします。

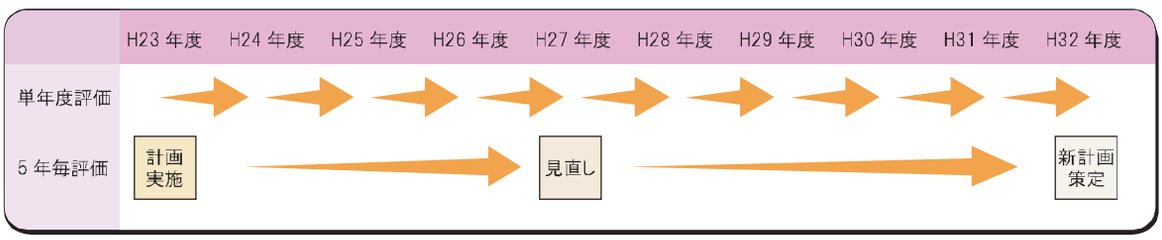

◆毎年度評価

基本計画や重点協働プロジェクトの実施状況や進捗状況を市民意識調査等により点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

◆５年毎評価

単年度評価をまとめるとともに、５年間の実施状況や進捗状況を点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

また、中間見直し年にあたる平成２７年度では、第３次熊本市環境総合計画において必要な事業の再編等を行いました。

さらに、最終年度の平成３２年度には、進捗状況・課題を再評価し、本市や地球を取り巻く環境の変化等を考慮した上で、次期計画の策定に反映させます。

計画の進行管理

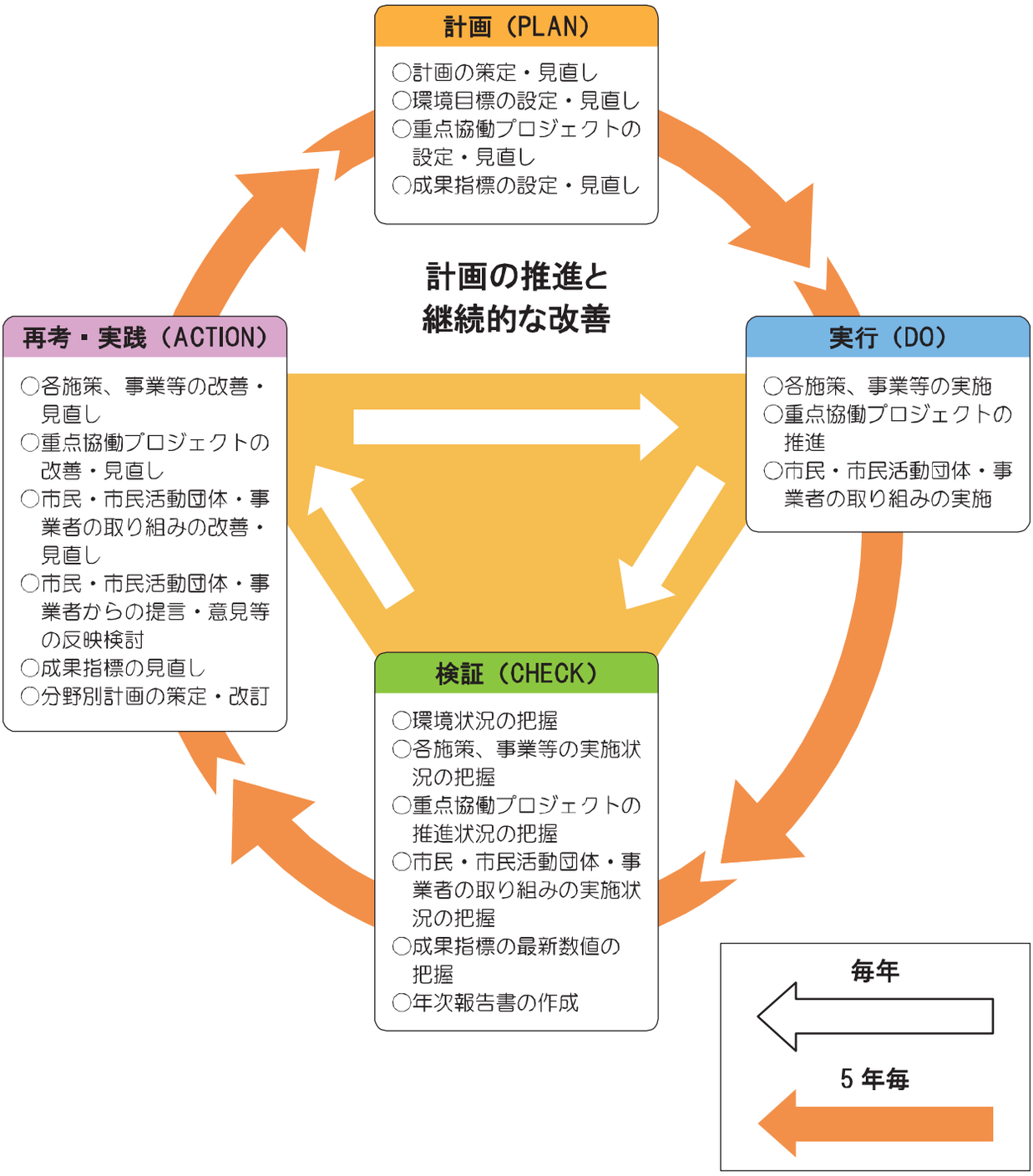
計画（PLAN）
○計画の策定・見直し
○環境目標の設定・見直し
○重点協働プロジェクトの設定・見直し
○成果指標の設定・見直し
計画の推進と継続的な改善
実行（DO）
○各施策、事業等の実施
○重点協働プロジェクトの推進
○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの実施
検証（CHECK）
○環境状況の把握
○各施策、事業等の実施状況の把握
○重点協働プロジェクトの推進状況の把握
○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの実施状況の把握
○成果指標の最新数値の把握
○年次報告書の作成
再考・実践（ACTION）
○各施策、事業等の改善・見直し
○重点協働プロジェクトの改善・見直し
○市民・市民活動団体・事業者の取り組みの改善・見直し
○市民・市民活動団体・事業者からの提言・意見等の反映検討
○成果指標の見直し
○分野別計画の策定・改訂
毎年
5 年毎

巻末資料

●実施計画及び関連計画等

●第３次熊本市環境総合計画中間見直し 経緯

●熊本市環境審議会委員名簿

●用語解説

●実施計画及び関連計画等

個別計画等一覧	計画年度 （策定年度）	内容
●第２次熊本市地下水保全プラン	H26 ～ H30	熊本市の地下水保全に関する行動計画
●第３次熊本市硝酸性窒素削減計画	H27 ～ H31	地下水保全プランの事業メニュー「硝酸性窒素の土壌への負荷量削減対策」を具体化した計画
●熊本市緑の基本計画	H16 ～ H37	緑豊かな都市環境を創造するための計画
●熊本市生物多様性戦略	H28 ～ H32 （短期）	本市の生物多様性を保全し、恵みを将来にわたって享受していくための基本方針や具体的な行動計画などを盛り込んだ基本的な計画
●熊本市農水産業計画	H21 ～ H30	本市農水産業の持続的発展を目指し策定した、農水産業を推進するうえでの基本となる計画
●熊本市景観計画	H22	景観法に基づく本市の良好な景観づくりに向けた景観形成方針及び景観形成基準等の総合的な方策を示した計画
●熊本城第Ⅱ期復元整備計画	H20 ～ H29	「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の復元整備を図るための計画
●熊本市観光振興計画	H22 ～ H30	「観光立市くまもと」の実現に向け、観光客やコンベンション誘致などによる観光振興を目指すうえでの具体的戦略を記載した計画
●熊本市文化芸術振興指針	H22	本市の文化芸術を振興するうえでの目標とその実現に向けた取り組みの方向性を明らかにした指針
●熊本市公園施策の基本方針	H20	公園の維持管理及び整備に関する基本方針
●第２次熊本市都市マスタープラン	H21 ～ H37	本市の定める都市計画に関する基本的な方針
●都市交通マスタープラン	H28 ～ H47	熊本都市圏における将来の交通のあり方を示す総合都市交通計画
●都市交通アクションプログラム	H15	都市交通マスタープランについて、短、中期での実現を目指して取り組むための行動計画
●熊本市公共事業環境配慮指針	H21	本市が実施する公共事業において、率先した環境配慮を行うための仕組みを記載した指針
●熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）	H23 ～ H32	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項に定められる一般廃棄物処理計画
●熊本市循環型社会形成推進地域計画（第一期）	H20 ～ H26	循環型社会形成を推進するための基本的な方向、目標及び廃棄物の処理体制や処理施設の整備等の施策を示したもの
●熊本市循環型社会形成推進地域計画（第二期）	H27 ～ H31	循環型社会形成を推進するための基本的な方向、目標及び廃棄物の処理体制の施策等を示したもの
●熊本市低炭素都市づくり戦略計画（改訂版）	H27 ～ H32 （短期）	「低炭素都市くまもとの将来像」の実現及び温室効果ガス削減目標の達成に向けた地球温暖化対策の方向性や中長期の取り組み
●第４次熊本市役所グリーン計画	H27 ～ H32	本市の事務事業から排出される温室効果ガス削減目標やその達成へ向けた取り組みの方向性等を定めたもの
●熊本市公害防止事前指導要綱	H10	建築等又は除去に係る公害発生の未然防止のための届出に対し、事前に指導する事項を定めたもの
●熊本市地域防災計画	毎年度	熊本市に災害が発生したときの行動計画
●第２次熊本市食の安全安心・食育推進計画	H25 ～ H30	食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する総合的な計画

※熊本市（熊本都市圏）計画等から抜粋

●第３次熊本市環境総合計画中間見直し 経緯

●平成 27 年 4 月 30 日
第 1 回庁内検討会議
・第 3 次環境総合計画中間見直しについて

●平成 27 年 5 月 26 日
平成 27 年度第 1 回環境審議会
・第 3 次環境総合計画中間見直しについて

●平成 27 年 6 月 10 日
平成 27 年第 2 回定例会　環境水道委員会
・第 3 次環境総合計画中間見直し・基本方針について

●平成 27 年 10 月 8 日
第 2 回庁内検討会議
・第 3 次環境総合計画中間見直し（素案）について

●平成 27 年 10 月 28 日
平成 27 年度第 2 回環境審議会
・第 3 次環境総合計画中間見直し（素案）について

●平成 27 年 12 月 9 日
平成 27 年第 4 回定例会　環境水道委員会
・第 3 次環境総合計画中間見直し（案）について

●平成 28 年 3 月 14 日
平成 28 年第 1 回定例会　環境水道委員会
・第 3 次環境総合計画中間見直し（最終案）について

●平成 28 年 3 月 30 日
平成 27 年度第 3 回環境審議会
・第 3 次環境総合計画中間見直し（最終案）について

●平成 28 年 4 月
「第 3 次熊本市環境総合計画改訂版」策定

●熊本市環境審議会委員名簿

任期　平成26年4月1日～平成29年3月31日

資格	氏名（敬称略）	役職	専門等	職業
学識経験を有する者	天本（あまもと）　徳浩（とくひろ）		土木工学 （都市計画）	崇城大学工学部准教授
	内野（うちの）　明徳（あきのり）	会長	環境	熊本大学名誉教授
	加藤（かとう）　貴彦（たかひこ）	副会長	医学 （公衆衛生・医療科学）	熊本大学大学院生命科学研究部教授
	椛田（かばた）　聖孝（きよたか）		農業 （動植物）	東海大学農学部教授
	小島（こじま）　知子（ともこ）		環境科学・エアロゾル粒子	熊本大学大学院自然科学研究科准教授
	篠原（しのはら）　亮太（りょうた）	副会長	環境	熊本県立大学名誉教授
	新村（しんむら）　太郎（たろう）		地質学	熊本学園大学経済学部准教授
	鳥居（とりい）　修一（しゅういち）		環境（廃棄物）	熊本大学大学院自然科学研究科教授
	原島（はらしま）　良成（よしなり）		法学	熊本大学大学院法曹養成研究科准教授
	宮瀬（みやせ）　美津子（みつこ）		環境教育	熊本大学教育学部教授
市議会議員	光永（みつなが）　邦保（くにやす）			熊本市議会議員
	大塚（おおつか）　信弥（しんや）			熊本市議会議員
	山部（やまべ）　洋史（ひろし）			熊本市議会議員
機関の職員 関係行政	坂本（さかもと）　孝広（たかひろ）		県関係	熊本県環境生活部環境局長
	柳田（やなぎだ）　敏久（としひさ）		国関係	九州地方環境事務所統括環境保全企画官
適当と認める者 その他市長が	岩佐（いわさ）　弘子（ひろこ）			公募委員
	宮園（みやぞの）　由紀代（ゆきよ）		消費者代表	熊本消費者協会理事
	阪本（さかもと）　惠子（けいこ）		事業者代表	熊本商工会議所女性会理事
	宮原（みやはら）　美智子（みちこ）		環境団体代表	NPO法人くまもと温暖化対策センター顧問
	世良（せら）　喜久子（きくこ）		市民活動団体代表	熊本県ユニセフ協会事務局長

◇庁内検討会議構成課

<table>
<tr><td>市長政策総室</td><td>政策企画課</td><td rowspan="2">農水商工局</td><td>産業政策課</td></tr>
<tr><td>総務局</td><td>危機管理防災総室</td><td>農業政策課</td></tr>
<tr><td>財政局</td><td>財政課</td><td rowspan="3">観光文化交流局</td><td>シティプロモーション課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民局</td><td>区政推進課</td><td>観光振興課</td></tr>
<tr><td>市民協働課</td><td>文化振興課</td></tr>
<tr><td>生涯学習推進課</td><td rowspan="3">都市建設局</td><td>都市政策課</td></tr>
<tr><td>健康福祉子ども局</td><td>健康福祉政策課</td><td>土木総務課</td></tr>
<tr><td rowspan="7">環境局</td><td>環境政策課</td><td>交通政策総室</td></tr>
<tr><td>環境共生課</td><td>交通局</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>水保全課</td><td>上下水道局</td><td>経営企画課</td></tr>
<tr><td>環境総合センター</td><td rowspan="2">教育委員会事務局</td><td>教育政策課</td></tr>
<tr><td>廃棄物計画課</td><td>指導課</td></tr>
<tr><td>ごみ減量推進課</td><td colspan="2">全 26 課</td></tr>
<tr><td>浄化対策課</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

用 語 解 説

第３次環境総合計画の実施主体である市民等（市民活動団体や事業者を含む）や、計画において特に重要な用語を定義しました。
（※その他の用語の解説は次頁以降）

〈定　義〉

市　　民　熊本市の区域内に住所を有する者、又は通勤、通学する者をいいます。

市民活動団体　社会的役割（社会的貢献）を意識した市民の皆さんにより自主的に組織され継続的に活動を行う団体をいいます。

事 業 者　熊本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいいます。

環　　境　市民や事業者、市民活動団体を取り巻く周囲の世界やその状態をいいます。

ひとづくり　人々が良好な環境のもとで、安心して生活できるように、自ら担うことのできる責任と役割を果たす人材を育成することをいいます。

まちづくり　自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市が魅力的で快適な環境のまちとなるように、それぞれの責任と役割のもと活動することをいいます。

※参考　熊本市自治基本条例第２条より

市民　次のいずれかに該当するものをいいます。

ア　本市の区域内に住所を有する者

イ　本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ　本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)

まちづくり

自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。

A～Z
その他

■BEMS（Building Energy Management System）　【P71】

ビル内のエネルギー使用状況や設備の運転状況等をコンピュータで管理し、ビル全体のエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。

■CO_2ダイエットクラブ　【P74 ほか】

市民が学習会で温暖化防止に向けた取り組みなどについて学び、実際に日常生活の中で効果的な省エネ・省資源などの温暖化防止行動を推進する事業。熊本市環境政策課の主催。

■CO_2の「見える化」　【P74】

自らの行動や商品・サービスの購入に伴う温室効果ガス排出量を定量的に可視化すること。より省 CO_2 な生活の実践や商品・サービス選択が促されることが期待される。

■EPO 九州　【P96】

九州環境パートナーシップオフィス（熊本市花畑町）の略称。九州における環境パートナーシップ促進に向けた情報発信・共有化のための基盤づくりや九州8県のネットワークづくりを中心とした活動を行っている。

■HEMS（Home Energy Management System）　【P70】

家庭内のエネルギー使用状況等をコントロールしたり、自動的に最適化するシステム。

■J クレジット（制度）　【P75】

温室効果ガスの排出削減量・吸収量を削減する制度。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成など、様々な用途に活用される。

■NPO（Nonprofit Organization）　【P29 ほか】

私的営利を目的としない、社会的な使命を目的とした活動を行う民間組織をいう。最も狭い定義では特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を取得した団体（特定非営利活動法人）を指す。

■PM2.5　【P3 ほか】

粒径 2.5μm（0.0025mm）以下の大気中に浮かんでいる微小な粉じんの総称。

■PDCA　【P100 ほか】

Plan（計画）Do（実行）Check（点検）Action（見直し）と呼ばれる経営や事業の過程のこと

をいう。PDCA サイクルと呼ばれ、この過程を繰り返すことにより、目標達成や事業を完遂していく。

■PRTR 法　【P85】

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。政令で定める化学物質について、排出量及び移動量の把握・届出と管理の改善及び強化を定めたもの。

■VOC（揮発性有機化合物）　【P81】

揮発性を有する気体状の有機化合物の総称。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因となる物質の一つ。

■3R　【P63 ほか】

「すりーあーる」「さんあーる」と読み、Reduce（リデュース）廃棄物を減らす、Reuse（リユース）繰り返し使う、Recycle（リサイクル）再資源化の 3 つの言葉の頭文字をとった環境配慮し循環型社会を形成していくためのキーワード。ごみの発生抑制、ごみの再使用、ごみの再生利用の優先順位で廃棄物の削減に務めるのが望ましいという考え方を示している。

あ行

■アイドリングストップ　【P80 ほか】

交差点での長い待ち時間や、買い物などで短時間車から離れる場合に、自動車のエンジンを止めること。概ね 5 秒以上のエンジン停止で、燃料節約効果があるといわれている。

■アスベスト　【P81】

蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石のこと。日本語では石綿（いしわた、せきめん）という。飛散した石綿を吸入することにより、健康被害を発生させる恐れがあるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止措置等が規定されている。

■イクレイ　【P98】

（ICLEI = International Council for Local Environmental Initiatives）

持続可能性をめざす自治体協議会。国境を越えた自治体の環境ネットワークを広げ、自治

体レベルの地球環境問題への取り組みを国際的な動きに高めることを目的として自治体のための国際的環境機関。1990 年、国連の主催で開かれた「持続可能な未来のための世界自治体会議」の決議に基づき設立され、2014 年 6 月現在で 84 ヵ国、1,000 以上の自治体が加盟している。熊本市は 1995 年に正式加盟。

■一般廃棄物　【P64 ほか】

廃棄物には、大きく分けて『一般廃棄物』と『産業廃棄物』がある。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物を『一般廃棄物』としている。一般廃棄物の代表的なものは、家庭廃棄物の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど。

■インキュベーター【P54】

起業家育成、起業家支援のための仕組み。ベンチャービジネスを軌道に乗せるまでの施設・機器・資金などの援助を行う組織や出資者のことをいう。

■雨水浸透施設　【P38 ほか】

雨水の地下浸透が妨げられることを緩和するため、緑地その他雨水を地下に浸透させるための施設のこと。

■雨水貯留施設　【P38】

雨水貯留槽と雨水貯留タンクのことをいう。雨水貯留槽は、公共下水道への接続等で不用になった浄化槽（昭和 55 年以降に設置されたもの）を転用して、貯留した雨水を飲用以外の散水等として利用する施設。雨水貯留タンクは、雨水を飲用以外の散水等として利用するために設置した施設で 200 リットル以上貯留するもの。

■エコカー　【P72 ほか】

「エコロジーカー」の略。いわゆる環境にやさしい車で、低燃費で走ることができる車や排出ガス中に含まれる有害物質が少ない車、ガソリンを使うのではなくかわりに電気など他の燃料を使う車などがある。このような車であれば、二酸化炭素の排出量が大幅に削減され、省エネ効果が高まると期待されている。

■エコツーリズム　【P26】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域の一連の取り組みによって地域社会そのものが

活性化されていくと考えられている。

■エコドライブ　【P72 ほか】

自動車などを利用する際に、やさしい発進を心掛けるなど誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする取り組みのこと。

■エコライフ　【P74 ほか】

環境に負担の少ない生活スタイルのことをいう。資源（水・ガスなど）を使いすぎない、まだ使える物を有効に使う、いらない物を買ってごみを増やさないなど、小さなムダをできるだけなくしていく生活様式のこと。

■エコリーダー　【P24 ほか】

職場や地域など様々なフィールドで、「水」「生きもの」「ごみ減量・リサイクル」「地球環境」などの多分野にわたり率先して環境活動を行なう人材のこと。

■屋外広告物条例　【P58】

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、このことにより良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的とした条例のこと。

■屋上・壁面緑化　【P45】

樹木・芝・地被類等で屋上やベランダを緑化したり、建物をつる性の植物などにより緑化することをいう。いずれも、建築物を植物で被覆することにより景観の向上やヒートアイランドの減少の緩和などが期待される。

■オゾン層破壊物質　【P84 ほか】

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」によりオゾン層を破壊する物質として規制されている物質。特定フロン（CFC-11 等）、特定ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタンなど。

■温室効果ガス　【P11 ほか】

二酸化炭素やメタンなど、地表から放射された赤外線の一部を吸収・放出し、大気を暖める効果のある気体のこと。

か行

■化石エネルギー／化石燃料　【P4 ほか】

「化石燃料」は、石炭、石油、天然ガス、LP ガスなど、古代地質時代の動植物の死骸が化石化し、燃料となったもの。（資源エネルギー庁 エネルギー白書より）

■合併処理浄化槽　【P40 ほか】

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を併せて処理する浄化槽のこと。

■家庭用燃料電池　【P71】

ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作り、発電のときに発生する熱を有効に利用する家庭用の装置のこと。別名：エネファーム。

■かんがい用水　【P9】

田畑を潤すのに必要な水のこと。

■環境教育等促進法　【P88 ほか】

正式名「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号）」

平成 24 年 10 月に改正され、協働や ESD、環境教育等をより充実させることなどが盛り込まれた。

■環境美化活動　【P28 ほか】

道路・河川・公園など公共の場所で散乱ゴミの収集、除草、植栽等を行う活動のこと。

■環境負荷　【P51 ほか】

人の活動により、環境に加えられる負担のこと。環境を保全するうえで悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

■環境保護地区　【P44 ほか】

熊本市に残る良好な自然環境を保全するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区。

■環境保全都市宣言　【P2 ほか】

熊本市が平成 7 年 9 月 25 日、ふるさとの環境を大切に守り育てていくとともに、地球環境保全に対しても地方から積極的に取り組んでいくために行った宣言。

■環境ホルモン　【P85】

生物のホルモンの働きを狂わせてしまう物質の総称。環境ホルモンは、体内の正常な働きをするホルモンの働きに悪影響を与え、さまざまな異常を引き起こすとされている。正式名称は「内分泌かく乱化学物質」。

■環境マネジメントシステム　【P75】

企業や団体等の組織が事業活動を行う際に、自主的に環境保全のためのルールや目標を決め、その達成に向け取り組むことを環境マネジメントと言う。このマネジメントによる環境保全のための目標を達成していく手段、仕組みが環境マネジメントシステムとされる。

（例：ISO14001 等）

■くまもと環境フェア　【P29】

熊本市が、県や環境活動団体と協働で環境に関する意識の啓発や環境保全活動の PR を目的に開く催し。

■くまもとグリーン農業　【P40】

安全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるため、土づくりを基本として、慣行農法に比べて、化学合成肥料や化学合成農薬を削減するなど、環境にやさしい農業への取組。

（所管課　熊本県農業技術課）

■熊本水遺産　【P54】

熊本市の水に関係する有形無形のものを市民共有の財産として位置づけ、熊本地域の水循環系、八景水谷、健軍水源地、江津湖などを「熊本水遺産」として登録している。

■くまもと「水」検定　【P55】

年齢性別に関係なく気軽に参加できる熊本市主催の「市民型検定」。3級から1級まであり出願形式は以下の通り。

3 級：熊本の水についてのさまざまな入門的知識。

2 級：熊本の水についてのより深い知識。

1 級：熊本の水について専門的な知識。

■グリーン・ニューディール政策　【P26】

緑化をはじめとした地球環境への投資により経済危機からの回復を狙う政策のこと。再生可能エネルギーの利用や電気自動車の普及などにより、低炭素社会を実現し、環境問題と経済回復同時に進めることを目的とする。

■グリーン・コンシューマー　【P76 ほか】

買い物の際、環境に配慮したお店や商品を選んで購入する消費者のこと。

■グリーンツーリズム　【P26】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。具体例としては、農山漁村での民宿滞在、森林や河川などでのレクリエーションやスポーツ、農林漁業体験など。

■景観条例　【P58】

平成22年1月1日から施行された熊本市景観条例のこと。この条例は景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資することを目的としている。

■下水汚泥　【P76】

下水処理の過程で発生し、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質のこと。下水道整備の進展や処理の高度化等により、発生量は今後も増加すると予想されている。下水汚泥は、有機物と無機物からなり、再生可能なバイオマス資源。

■公園愛護会　【P59】

公園の美化と健全利用の促進を図ることを目的として、自治会、老人会、子供会等の地域の方々で結成されたボランティア団体のこと。主な活動内容は公園の清掃活動、マナー向上の啓発運動、公園を利用した「ふれあいづくり」、異常時の市への連絡など。

■光化学オキシダント　【P2 ほか】

工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い炭化水素系物質等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その主成分はオゾン。大気中の濃度が高くなると、目や気管支などの粘膜に刺激を与え、人体や動植物に被害を与える。

■光化学スモッグ注意報　【P86 ほか】

自動車や工場などから大気中に排出される「炭化水素」や「窒素酸化物」が太陽の強い紫外線を受けると、光化学反応を起しオゾンなどの「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生する。気象条件によっては空が白くモヤがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」という。光化学スモッグが発生すると、目や呼吸器などの粘膜を刺激して健康被害がでる

ことがあることから、光化学オキシンダント濃度が 0.12ppm に達した場合に発令される。

■高度処理型合併処理浄化槽　【P40 ほか】

家庭用の合併処理浄化槽には、「通常型」と「高度処理型」があり、「高度処理型」は、広く普及している「通常型」に比べ硝酸性窒素の原因となる窒素を高度に処理できる。

さ行

■再生可能エネルギー　【P70 ほか】

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

■産業廃棄物　【P63 ほか】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、同施行令で定められた 20 種類の廃棄物のこと。

■酸性雨　【P22 ほか】

硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が溶け込んだ酸性(厳密には ph5.6 以下)の雨を指す。環境問題の一つとして問題視されており、ヨーロッパ・北米を中心に森林の荒廃や魚類の生育を脅かす湖沼の酸性化、酸性化した雨の地下水への浸透などが懸念されている。

■市街化区域　【P12】

都市計画の区域区分のひとつで、すでに市街地を形成している区域か、概ね 10 年以内に優先的に市街化を図るべき区域。

■市街化調整区域　【P12】

都市計画の区域区分のひとつで、市街化を抑制すべき区域。

■資源循環型社会　【P5】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

■次世代エコカー（次世代自動車）　【P73】

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車であり、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）等のこと。

■自治基本条例　【P100】

市民と議会と行政がお互いに情報を共有して、協力しながら、魅力ある熊本市の市政・まちづくりを進めるための、三者共通のルールとなる条例。市民・議会・行政それぞれの役割と責務、市民参画や協働の仕組みなどが定められている。

■市電軌道敷緑化　【P45】

路面電車の軌道敷を芝生などにより緑化すること。景観向上や温度抑制、騒音低減などの効果がある。熊本市では中心市街地に新たな緑を創出するため、「市電緑のじゅうたん事業」の名称で市電軌道敷緑化に取り組んでおり、「市電緑のじゅうたんサポーター」を募集し寄付を募るなど、市民協働の取り組みとして事業を進めている。

■循環・再利用装置　【P39】

採取した地下水を繰り返し利用するための装置。本市では地下水を年間3万㎥を超えて採取する者（大規模採取者）は、洗浄用水等の循環・再利用装置の設置や浴槽水等の循環・再利用装置(プール・池等を含む)の設置などに努めることになっている。

■循環型農業　【P54】

地域に存在する農薬・肥料の適正使用や家畜糞尿（食物残渣等）の処理等をリンクさせ家畜糞尿の処理で発生した堆肥を田畑で適正量使用することで、地域レベルでの”環境保全型農業”を目指すもの。本市では持続可能な社会の実現のため、地球温暖化防止のための燃料使用量削減やバイオマス燃料への転換、農業生産で使用された廃プラスチック類や食品廃棄物の再利用を推進し、循環型農業の構築を図っている。

■準住居地域　【P12】

都市計画で定める用途地域のひとつで、道路の沿道にふさわしい施設と住居が調和した環境を保護するための地域。他の住居系用途地域と比べて、建築可能な用途の種類は多いが、一定規模以上の店舗や映画館等の不特定多数の人が集まることで周辺環境に大きな影響を及ぼす施設や、住環境に悪影響を及ぼすおそれのある作業を行う工場等の建築は制限されている。

■消化ガス　【P76】

下水汚泥の安定化・減量化の処理行程で有機物を分解する嫌気性消化の副産物として発生し、メタンガスを主成分とする。

地球温暖化防止の観点から再生可能なバイオマスエネルギーとして有効活用が求められており、消化槽加温や焼却炉の補助燃料、消化ガス発電などに利用されている。

■硝酸性窒素　【P2 ほか】

硝酸イオン・亜硝酸イオンに含まれる窒素の量を示す水質の指標「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」のこと。乳児が硝酸性窒素を一定量以上含まれる水を摂取すると、血液の酸素運搬能力が失われ酸欠になる「メトヘモグロビン血症」を引き起こすといわれている。環境基本法に基づき、河川などの公共用水域や地下水において、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）10mg/L が設定されている。

■白川中流域水土里ネット協議会　【P41】

「黒川・白川河川流域水土里ネット連携協議会」のうちの菊池管内の協議会。水土里ネット（土地改良区）で構成しており、阿蘇山麓の清らかな水の生まれる里（地域資源）の重要性を認識し、下流地域への安定的な水の供給及びきれいな水を確保するため、水源かん養林（水土里ネットの森）で、植樹や下草刈りを行い、長期的に環境保全活動に取り組んでいる。本市管内には熊本市水土里ネット連絡協議会がある。

■水銀フリー（使用削減・適正処理）　【P4 ほか】

水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態。（熊本県ホームページ　出典）

■水源の森づくりボランティア　【P39 ほか】

森林ボランティア活動を通じて、森林の持つ機能が、貴重な資源である地下水の保全対策となることを認識し理解を深めてもらうとともに、森林保全活動の活性化を図るために本市が募集しているボランティア。作業内容は下刈、間伐、枝打ち、植付等の森林作業で、年4回、白川や緑川流域の市町村で開催。募集対象は本市内に在住もしくは通勤・通学する 16 歳以上の方。

■水質汚濁防止法（水濁法）　【P40 ほか】

工場などから公共用水域に排出される水の排出規制や生活排水対策の推進により、公共用水域・地下水の水質の汚濁の防止を図り、事業者の損害賠償責任などを定める法律。1970 年（昭和 45）の制定。

■スマート化　【P70 ほか】

情報通信技術（ICT）を利用し、電気やガスなどのエネルギー消費を効率良くコントロールすること。

■生態系　【P2 ほか】

多様な生物と、その生息と生育の基盤となる大気、水、土などの自然的構成要素、それらの間の物質やエネルギーのやりとりをあわせて生態系という。

■生物多様性　【P3 ほか】

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。すべての生物にある「違い」を表し、大きく分けて「遺伝子（種内）の多様性」、「種（間）の多様性」、「生態系の多様性」の 3 つのレベルの多様性があるとされている。

■生物多様性戦略　【P3 ほか】

生物多様性基本法では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地方公共団体の責務や生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されている。

■政令指定都市（政令市）　【P6 ほか】

地方自治法第 252 条の 19 以下に規定される大都市等に関する特例の一つで、政令で指定される人口 50 万人以上の都市のこと。法令上は「指定都市」（同法など）または「指定市」（警察法、道路法など）と表記される。略称は政令市。

■節水型社会　【P39】

節水意識の啓発、節水型家庭用品の普及、水道の漏水対策、工業用水の回収率の向上等を推進し、限りある水資源を節約していく社会のことをいう。

た行

■第一種低層住居専用地域　【P12】

都市計画で定める用途地域のひとつで、建築物の用途、高さ、外壁の後退距離などの制限により、12種類の用途地域の中で、住環境がもっとも良好に保全される地域。戸建住宅、共同住宅、診療所、老人ホームなどが建築でき、住環境に悪影響を与えるような用途の建築物は建築できない。

■ダイオキシン類　【P85 ほか】

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生し、人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニール（コプラナーPCB）の 3 種類を「ダイオキシン類」と定義し、ダイオキシン類発生施設に対する規制値や大気・水質・底質・土壌に環境基準を設定している。

■大気環境基準達成率　【P80】

環境基準とは、「維持されることが望ましい基準」であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。大気汚染測定局数のうち、環境基準（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素）の達成局数の割合を表す。

■田んぼの学校　【P41】

古くから農業の営みの中で形づくられてきた水田や水路、ため池、里山などを、遊びと学びの場として活用する環境教育の総称。「環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を育てること」、「自然と人との共生、都市と農村への共生の途（みち）をさぐること」をねらいとしている。「田んぼの学校」は、（社）農村環境整備センターの登録商標。

■地域コミュニティ　【P28 ほか】

地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを「地域コミュニティ」という。

■地域生活圏　【P24 ほか】

商業や行政、医療、福祉などの市民サービス機能が充実した「地域拠点」と商業等のサービス機能を有する「生活拠点」を中心としたエリアで、徒歩や自転車で日常生活が営める範囲。

■地下水かん養　【P38 ほか】

雨水が、森林や農地等で土中に浸透し帯水層に地下水として貯えられること。

■地下水質監視　【P40】

熊本市は水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づいて地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っている。平成 21 年 4 月時点の「地下水の水質汚濁に係る環境基準項目」は 26 項目。

■地球温暖化　【P3 ほか】

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させること

により、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律より）

■蓄電池　【P70】

充電を行うことで電気を蓄えることができ、繰り返し使うことができる電池。

■地産地消　【P70 ほか】

地域生産地域消費の略語で、地元で生産された農水産物等を地元で消費すること。

■低炭素都市　【P68 ほか】

地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさないと同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」を実現する都市のこと。

■出前講座　【P29】

市民の学習活動を支援するため、通常の講座のように開催場所を固定せず、人が集まるところに講師を派遣し、開催する講座のこと。

な行

■燃料電池　【P71】

水素と酸素を電気化学反応させて電気を作る発電装置。代表的なものとして、ガスなどから水素を取り出して発電する家庭用の燃料電池（コージェネレーション）「エネファーム」が市販化されている。

■燃料電池自動車（ＦＣＶ）　【P71 ほか】

燃料電池を搭載し、水素を燃料として、空気中の酸素と反応させて発電した電気を使ってモーターで走る自動車のこと。FCV（Fuel Cell Vehicle）と呼ばれ、走行時に排出されるのは水のみで CO_2 などを排出しないのが特徴。

は行

■パークアンドライド　【P73】

交通渋滞の解消を目的として、自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで行って駐車した後、公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム。

■廃棄物　【P22 ほか】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物、または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）で、産業廃棄物と一般廃棄物に大きく 2 分類される。

■廃棄物処理業者　【P65 ほか】

廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の収集運搬、中間処理、最終処分を法律に基づき営んでいる者。

■排出事業者　【P65 ほか】

事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する事業者。

■ハザードマップ　【P87】

自然災害によって被害が予測される範囲及び程度、また避難経路、避難場所などの情報を地図化したもの。

■ヒートアイランド現象　【P3 ほか】

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象である。

主な原因は、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）の3つが挙げられる。（環境省　ヒートアイランド対策ガイドラインより）

■東アジア経済交流推進機構　【P98】

日中韓11都市における連携、経済交流、相互のネットワークの強化により、経済活動及び都市間交流の活性化を推進し、環黄海地域における新たな広域経済圏を形成するとともに、東アジア経済圏の発展に貢献することを目的とする組織。本市は平成26年11月から参加。

■ひご野菜　【P20 ほか】

熊本で古くから栽培されてきたものや、食文化にかかわるもの、地名や歴史にちなむものなど

15品目を、熊本市が「ひご野菜」として指定。

指定 15 品目…熊本京菜、水前寺もやし、熊本長にんじん、ひともじ、ずいき、れんこん、水前寺菜、春日ぼうぶら、芋の芽、熊本赤なす、熊本ねぎ、水前寺せり、熊本いんげん、熊本黒皮かぼちゃ、水前寺のり

■ふれあいの森林　【P48】

たくさんの人々が、身近な財産である緑とふれあう機会を増やし、自然保護に対する関心と緑化に対する意識を高めることを目的に、森林学習館や散策路を整備し、昭和62年5月に開設した。

■文化遺産　【P7 ほか】

前代から現代に伝わってきた、また、将来継承されるべき文化・文化財。

有形の遺跡や建造物、記念碑など、芸術的に優れているものや偉大なものだけでなく、踊りや祭り、伝統的工芸技術などの無形のものも含めて「文化遺産」ととらえられる。

■ポータルサイト　【P97】

インターネット上で、様々なサービスや情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめた、起点となるインターネットサイトのこと。

や行

■有害化学物質　【P78 ほか】

環境を経由して、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずる恐れのある化学物質。

■有機農産物　【P41】

化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壌改良剤を使わないで、3 年以上を経過し、堆肥など（有機質肥料）による土づくりを行ったほ場において収穫された農産物。原則として農薬や化学合成肥料は使用しないが、やむを得ない場合、リスト化されたもののみ使用が可能。

■よかエコショップ　【P75】

熊本市が環境にやさしい店として認定した小売店舗。環境に配慮し、省エネ・省資源・ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組む店舗を認定している。

「よか」とは、熊本弁で「良い」という意味。

ら行

■ライフスタイル　【P26 ほか】

その人の人生観、価値観を反映した生き方。

■ライフステージ　【P28 ほか】

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。

■リサイクル率　【P63】

リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)／(ごみ総排出量＋集団回収量)×100（%）

■緑被率　【P44】

緑被率＝(樹林＋草地＋果樹園)÷市域面積

※緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真によって空から見たときの緑に覆われている土地の割合。緑の対象として水田や水域を含めることもある。

■連携中枢都市圏（構想）　【P7】

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する構想。(総務省　連携中枢都市圏構想推進要綱から抜粋)

この紙は再生紙を利用しています。

改訂版　第３次熊本市環境総合計画

発　行　平成２８年　４月
編集・発行　熊本市 環境局 環境推進部 環境政策課
所在地　熊本市中央区手取本町１番１号
電　話（096）328-2427
ＦＡＸ（096）359-9945
ホームページ　http://www.city.kumamoto.jp/